

第2期  
下諏訪町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月  
下諏訪町



# は じ め に

子どもは、家族のみならず社会が明るい未来に進むうえで、かけがえのない存在です。

子どもに関わる問題としては、長年に渡り少子高齢化という課題が多くの方の関心を集めてきました。しかし、現在では核家族化、晩婚化、ひとり親家庭、児童虐待の件数増加など、家族や子育て環境に関する課題も取りざたされるようになり、年々子どもたちを取り巻く環境は変化しています。

変化していく環境に対し、下諏訪町では地域社会と共に、子ども・子育て支援を推進するための方向性を示した「下諏訪町次世代育成支援対策行動計画」を平成17年度に策定し、平成27年度からは、平成24年度に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援のニーズを反映した、第1期「下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、5年間の期間を定めて子育て支援に取り組んでまいりました。

第1期の計画期間が終了することに伴い、平成30年に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子どもたちがどのような環境にあり、また現在の下諏訪町で子育てをされている方々がどのような事業や体制等を求めているのか、ご意見をいただきました。

この度、いただきました貴重なご意見を踏まえつつ、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」及び町で定める各種計画とのバランスを取る中で、第2期「下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本町では、次世代を担っていく下諏訪町の子どもたちが、自分に自信を持って育っていくことができるよう、第7次下諏訪町総合計画に掲げる「優しさと生きがいをもつひとづくり」の視点から、広く町の子育てサービスをご利用いただく中で、子育てをする喜びを保護者の皆様が感じ、子どもたちも地域の方と関わっていく中でたくましく成長をし、家庭においても家族の繋がりが強くなっていくような、家庭・子育て・教育（保育）が相乗効果をもたらす取り組みを進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、「下諏訪町子ども・子育て会議」の委員の皆様はじめ、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などに御協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。今後とも町民の皆様により一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

下諏訪町長 青木 悟



# — 目 次 —

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定方法.....	2
<b>第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状</b> .....	<b>3</b>
1 統計データからみた子育て家庭の状況.....	3
2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況.....	15
<b>第3章 計画の基本方針</b> .....	<b>34</b>
1 計画の基本理念.....	34
2 計画の基本的な視点.....	34
3 計画の体系.....	36
<b>第4章 計画の内容（基本施策と個別事業）</b> .....	<b>37</b>
基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり.....	37
基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり.....	42
基本目標3 次世代を担う心身ともにたくましい人づくり.....	57
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり.....	65
<b>第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策</b> .....	<b>70</b>
1 教育・保育提供区域の設定.....	70
2 幼児期の学校教育・保育事業.....	71
3 地域子ども・子育て支援事業.....	75
4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保に関する事項.....	85
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	85
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>86</b>
1 計画の推進体制.....	86
2 計画の進捗管理.....	86
<b>資料編</b> .....	<b>87</b>
①下諏訪町子ども・子育て会議条例.....	87
②下諏訪町子ども・子育て会議委員名簿.....	88
③計画の策定経過.....	88



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

近年、晩婚化や女性の社会進出、結婚や出産に対する価値観の変化等により、少子化が急速に進行しています。また、厳しい社会経済情勢等により、子育て家庭への負担はますます大きくなっています。職場の理解が得られないことによる子育てをしながら就労することの難しさ、保育施設の不足による待機児童の増加、地域のつながりの希薄化による親の孤立感や不安感等から、子育てをするための環境は十分に整備されておらず、安心して子どもを産み育てることは容易ではありません。

このような中で、国では、平成24年に、幼稚園や保育所、認定こども園による共通の新たな給付の実施や、認定こども園法の見直しについて盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）を制定しました。そして、平成27年度より、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子ども・子育て支援を充実させるための「子ども・子育て支援新制度」を施行しています。

そして、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を平成29年に公表するとともに、令和元年10月1日より認可・認可外を問わず幼児教育・保育の無償化を実施するなど、子育てに関する施策の推進が進められています。

本町では、平成27年3月に「下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育やその他の子育て支援サービスの提供体制の整備を図るとともに、子どもと子育て家庭への支援を図ってきました。このたび、令和元年度をもって計画期間が満了することや、子育て家庭が抱える問題が多様化していることを受けて、地域全体で子育てを支援する環境整備の指針として、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期 下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づいて策定する法定計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画としての側面も有する、本町の子ども・子育て施策を総合的に推進していくための基本的な方向を定めるものです。

また、本計画は「第7次 下諏訪町総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、その他の福祉関連計画等と整合を図ります。

※本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定義されている『十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者』とします。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

ただし、計画期間内において、法令の改正等により子ども・子育て支援に関連する環境や状況に変化が生じた場合、適宜計画の見直しを行います。

## 4 計画の策定方法

### (1) ニーズ調査の実施

本計画で確保を図るべき教育・保育及びその他の子育て支援の「量の見込み」を算出し、子育て支援施策の検討の基礎資料とするため、小学校低学年までの児童を持つ保護者を対象に、教育・保育及びその他の子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的にニーズ調査を実施しました。(調査結果は15ページから)

### (2) 下諏訪町子ども・子育て会議による協議・検討

本計画の策定において、住民の幅広い意見を取り入れられるよう、福祉分野・保健分野の関係者、関係団体、有識者等で構成する「下諏訪町子ども・子育て会議」にて、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定段階で町民より幅広く意見を募り、計画への反映に努めるため、令和2年2月7日から3月3日までの期間でパブリックコメントを実施しました。



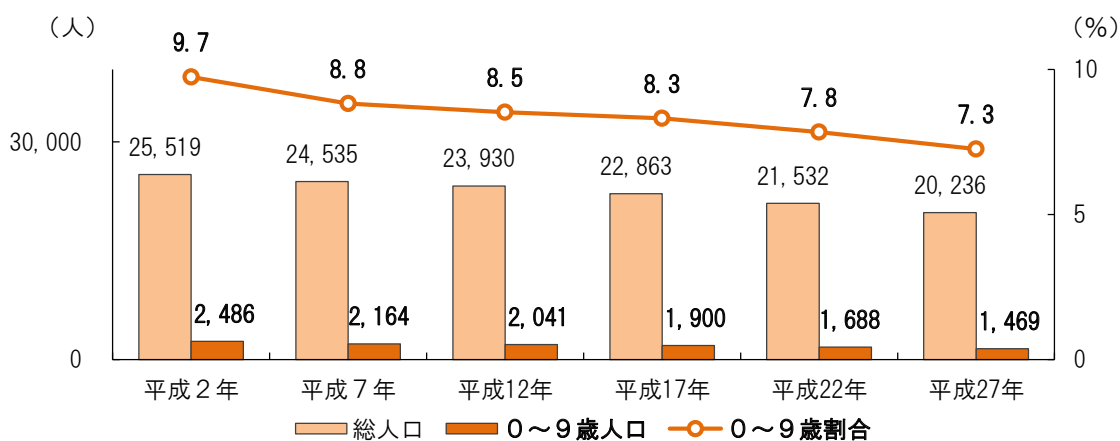
## 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

### 1 統計データからみた子育て家庭の状況

#### (1) 人口・世帯等の状況

##### ■ 総人口と0～9歳人口・割合の推移

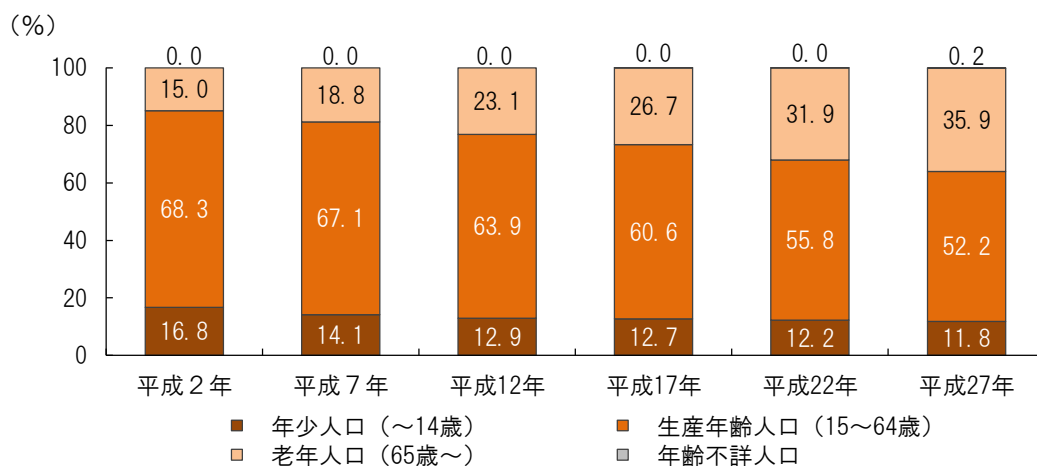
国勢調査による本町の総人口は、平成2年以降減少が続いており、平成27年は20,236人となっています。小学校低学年までに値する0～9歳人口も同様に減少傾向にあり、平成27年は1,469人と、25年前の平成2年と比較して約1,000人少なくなっています。また、総人口に占める0～9歳割合においても、平成27年では7.3%まで下がっています。



資料：「国勢調査」

##### ■ 年齢3区分別人口割合の推移

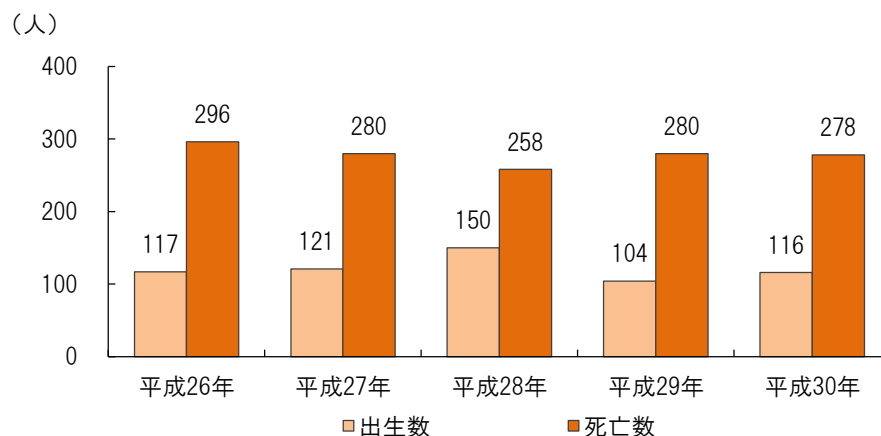
本町の年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の老年人口の増加が大きく、平成7年には、14歳以下の年少人口の割合を上回り、平成27年では35.9%と、約3人に1人は高齢者という状況になっています。



資料：「国勢調査」

## ■ 自然動態の推移

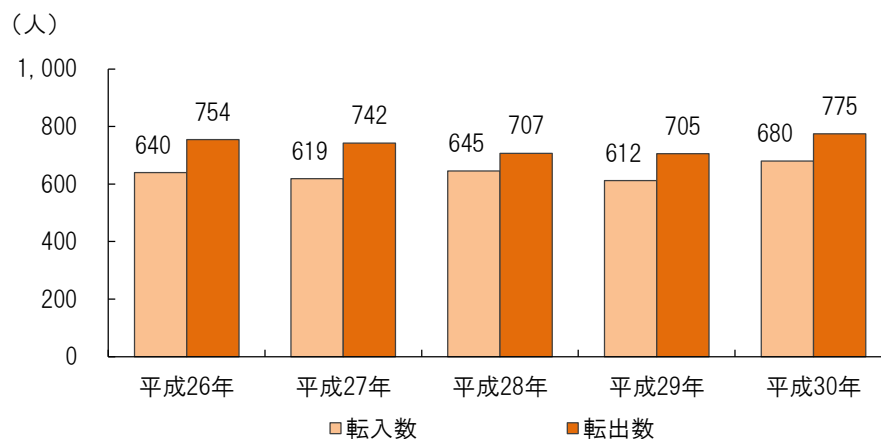
出生数は、平成28年まで増加傾向にありましたが、平成29年に104人まで減少し、翌年は116人に微増しています。一方、死亡数においては、平成28年まで減少傾向にありましたが、その後は280人程度で推移しています。出生数から死亡数を差し引いた自然動態の増加は、平成26年以降みられず、平成28年を除き、毎年160～180人程度の減少となっています。



資料：「長野県毎月人口異動調査」

## ■ 社会動態の推移

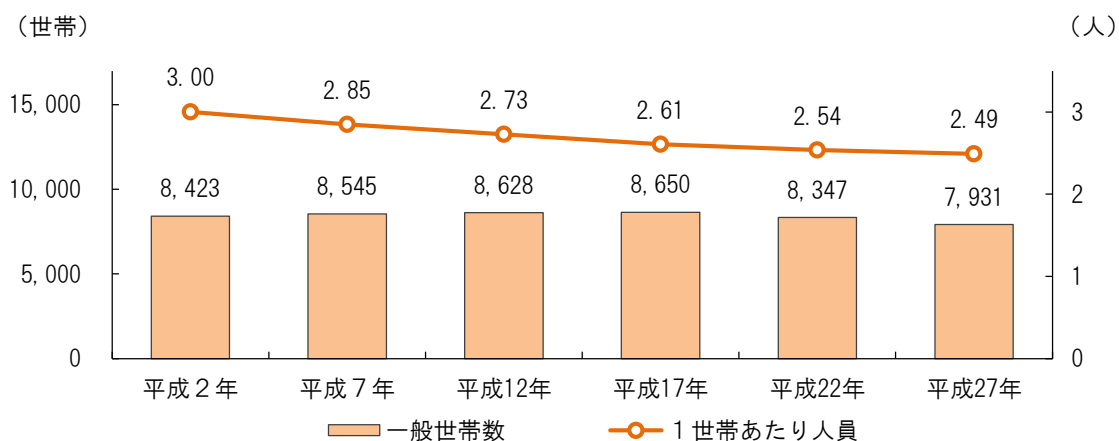
転入数は、増減を繰り返していましたが、平成30年では680人と、平成26年以降で最多となっています。一方、転出数については平成29年まで減少が続いていましたが、平成30年は775人と増加に転じています。平成26年以降、転出数が転入数を上回る状態が続いており、転入数から転出数を差し引いた社会動態は、平成30年では95人の減少となっています。



資料：「長野県毎月人口異動調査」

## ■ 世帯数と平均世帯人員の推移

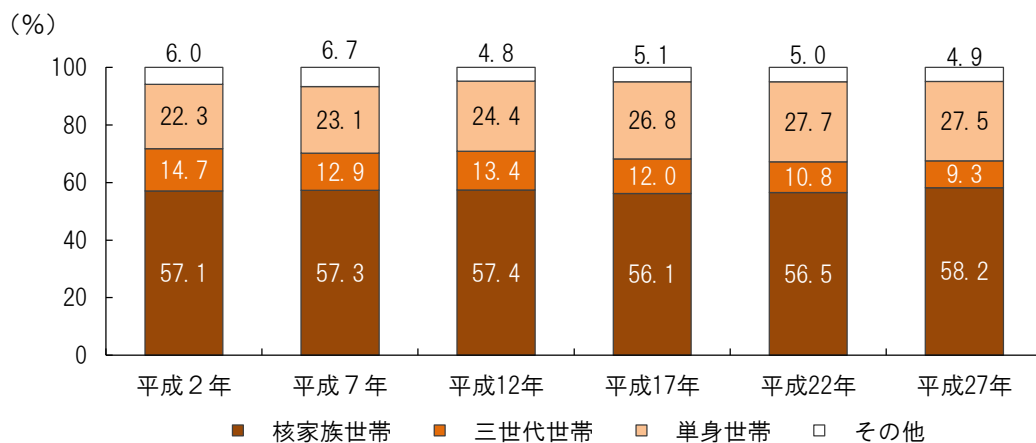
本町の一般世帯数は、平成2年以降増加を続けていましたが、平成22年に減少に転じ、平成27年では7,931世帯と、8,000世帯を下回っています。一方、平均世帯人員は減少の一途をたどっており、平成27年では2.49人と、25年前の平成2年と比較して0.51人少なくなっています。



資料：「国勢調査」

## ■ 世帯構成割合の推移

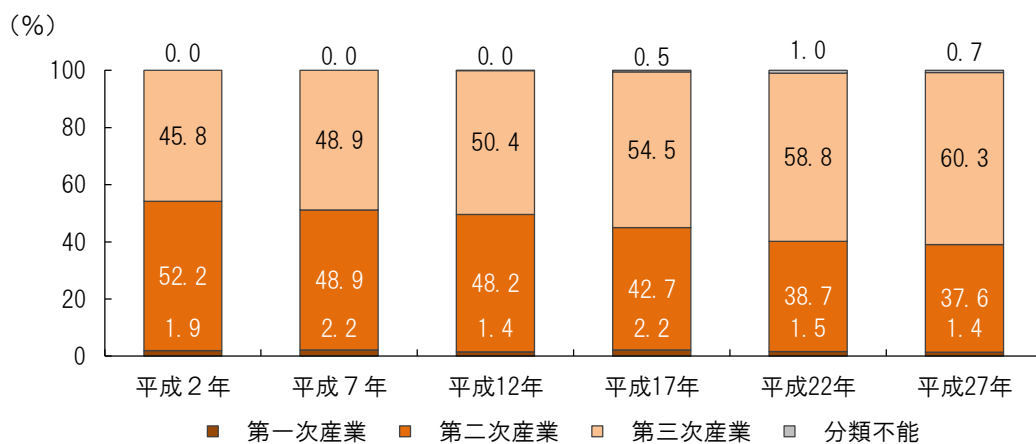
世帯構成割合をみると、推移に大きな変化はないものの、核家族世帯と単身世帯がやや増加傾向にあります。三世帯世帯の割合は減少傾向にあり、平成27年は9.3%と、1割を下回っています。



資料：「国勢調査」

### ■ 産業別就業人口割合の推移

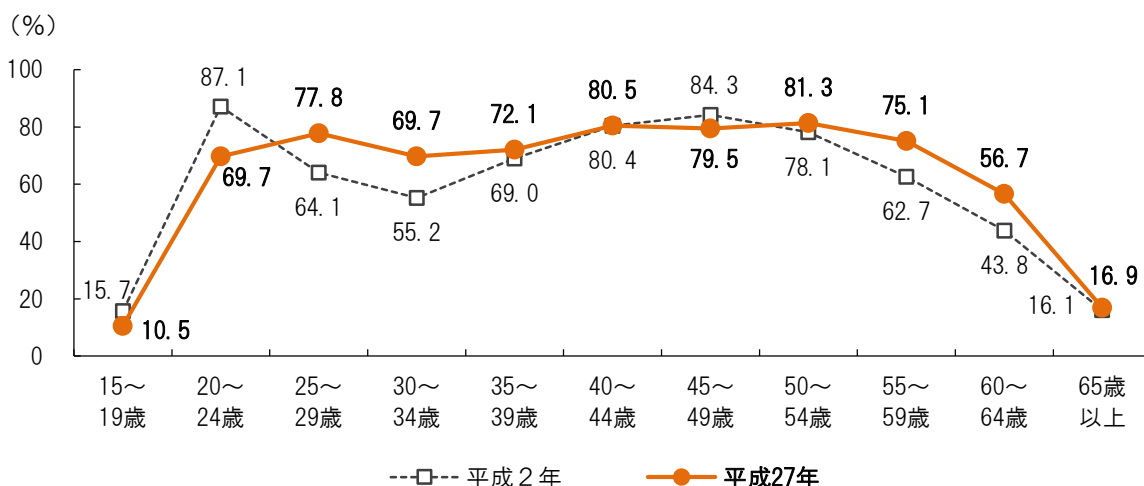
産業別就業人口割合をみると、平成2年は第二次産業が第三次産業を上回っていましたが、平成12年に逆転した後は、徐々に差が大きくなり、平成27年は第三次産業が6割を超えています。



資料：「国勢調査」

### ■ 女性の年齢別就業率の比較

女性の就業率を年齢別にみると、平成2年は、20～24歳で87.1%と最も高く、結婚・出産・子育ての時期にあたる25～34歳において就業率が一旦低下する、いわゆる“M字型曲線”を描いています。一方、平成27年では同様の“M字型曲線”はみられず、20～24歳から50～59歳までの幅広い年齢において概ね7～8割程度を維持しており、25年前とは結婚・出産の時期や出産後の働き方等が様変わりした背景がうかがえます。



資料：「国勢調査」

## (2) 子育て施策の実施状況

### ■ 各種手当の受給状況の推移

各種手当の受給状況は、児童手当の延べ支給件数において、過去5年間、減少傾向にあります。特別児童扶養手当は45件前後で推移しています。また、障害児福祉手当については、平成29年度に3件から2件に減少しています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童手当 延べ支給件数 (件)	28,269	27,354	26,784	25,838	25,056
特別児童扶養手当 (件)	42	46	46	42	44
障害児福祉手当 (件)	3	3	3	2	2

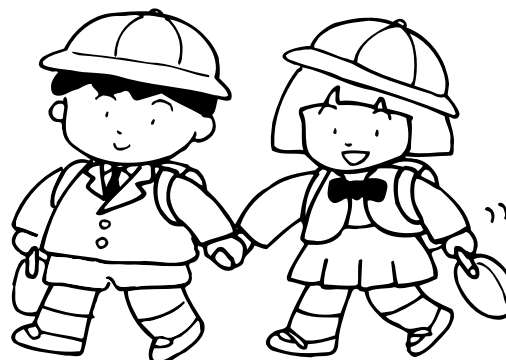
資料：「決算説明資料」(各年度末日現在)

### ■ 各種助成の受給状況の推移

各種助成の受給状況は、乳幼児医療費助成において、対象人数の推移に増減があるものの、延べ件数は過去5年間、増加の一途をたどっています。母子家庭等医療費助成は、減少傾向にありましたが、平成30年度は微増し、3,648件となっています。また、重度心身障害者等医療費助成と不妊治療費助成においては、20件程度で推移しています。母子家庭等入学祝金は、平成30年度は前年度から半減し、17件となっています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	
乳幼児医療費助成	延べ件数 (件)	20,322	20,414	22,560	22,850	24,641
	対象人数 (人)	2,353	2,281	2,688	2,650	2,550
母子家庭等医療費助成 (件)	4,100	3,884	3,759	3,633	3,648	
重度心身障害者等医療費助成 (件)	19	21	17	19	19	
不妊治療費助成 (延べ件数)	17	21	18	16	17	
母子家庭等入学祝金 (件)	29	37	31	35	17	

資料：「決算説明資料」(各年度末日現在)



## ■ 保育所の状況の推移

本町の公立保育所数は3箇所、在園児童数が減少傾向にあり、認可定員数500人に対する就園率も徐々に低くなっています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
保育所数（箇所）		3	3	3	3	3
認可定員数（人）		500	500	500	500	500
在園児童数（人）	3歳以上児	416	396	376	370	353
	3歳未満児	57	71	71	69	84
	計	473	467	447	439	437
就園率（％）		94.6	93.4	89.4	87.8	87.4

資料：教育こども課（各年度4月1日現在）

## ■ 特別保育等の利用状況

特別保育等の延べ利用件数は、過去5年間ではそれぞれ増減を繰り返しており、平成30年度は、長時間保育は1,039件と、前年度比で78件の増加、一時的保育は332件と、前年度比で395件の減少、土曜保育は592件と、前年度比で173件の増加、要支援児童に対する保育は38件と、前年度比で8件の減少となっています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
長時間保育※ （延べ人数）	3歳以上児	1,246	592	630	729	730
	3歳未満児	539	186	200	232	309
	計	1,785	778	830	961	1,039
一時的保育 （延べ件数）	3歳以上児	144	79	64	233	76
	3歳未満児	389	136	143	494	256
	計	533	215	207	727	332
土曜保育 （延べ人数）	3歳以上児	445	485	338	252	419
	3歳未満児	153	190	234	167	173
	計	598	675	572	419	592
要支援児童に対する保育 （人）	3歳以上児	22	28	37	46	36
	3歳未満児	1	3	0	0	2
	計	23	31	37	46	38

※標準時間（8：00～16：00）外の7：30～8：00及び16：00～18：30までの間、保育を行う事業。

資料：教育こども課（各年度末日現在）

## ■ ファミリーサポートセンター利用状況の推移

ファミリーサポートセンターの延べ利用件数は、過去5年間では増減を繰り返しており、平成30年度は85件と、前年度比で36件の増加となっています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延べ利用件数（件）	315	74	101	49	85

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

## ■ せせらぎ園（発達支援通園訓練施設）の推移

せせらぎ園の利用者数は、増加傾向にあり、平成30年度は20人となっています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用者数（人）	13	19	19	19	20

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）

## ■ 小学校数・小学校児童数の推移

本町の小学校数は2校で、小学校児童数は平成27年度に1,000人を下回った後も減少が続いており、平成30年度は890人となっています。北小学校では1～2年生の減少が顕著となっており、平成30年度と平成26年度を比較して、1年生は16人、2年生は17人減少しています。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
小学校児童数 合計（人）		1,013	991	954	921	890
1年生（人）	南小学校	111	108	99	109	84
	北小学校	56	57	47	37	40
2年生（人）	南小学校	107	110	106	98	113
	北小学校	53	55	57	47	36
3年生（人）	南小学校	108	106	111	102	95
	北小学校	56	52	52	56	47
4年生（人）	南小学校	107	104	107	111	102
	北小学校	59	55	52	54	57
5年生（人）	南小学校	120	108	104	102	110
	北小学校	56	59	54	51	53
6年生（人）	南小学校	124	121	106	102	102
	北小学校	56	56	59	52	51

資料：「教育要覧」（各年度4月1日現在）

## ■ 放課後子ども教室の状況の推移

放課後の安心・安全な居場所の確保として放課後子ども教室を2箇所で開催しており、登録児童数は平成28年度に411人まで減少しましたが、その後増加傾向にあります。

		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施箇所数（箇所）		2	2	2	2	2
登録児童数 合計（人）		466	461	411	429	430
	南小学校（人）	348	334	308	327	334
	北小学校（人）	118	127	103	102	96

資料：「教育要覧」（各年度末日現在）



## ■ 学童クラブの設置状況

平成30年度における学童クラブは、本町にある小学校2校に2クラブずつ設置されており、開館時間等の状況は下表のとおりです。

学童クラブ名	開館時間		放課後児童指導員数 (人)	障がい児受入可否
	登校日	休業日・長期休暇時		
南小学校第1学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	2	○
南小学校第2学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	1	×
北小学校第1学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	1	×
北小学校第2学童クラブ	放課後～18:30	8:00～18:30	2	×

資料：「教育要覧」（平成30年度末日現在）

## ■ 学童クラブの状況の推移

学童クラブは、平成27年度以降は4箇所で開催しており、在籍児童数は増加傾向にありましたが、平成30年度は微減し、252人となっています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
学童クラブ実施箇所数 (箇所)	2	4	4	4	4
学童クラブ在籍児童数 合計(人)	146	195	248	258	252
南小学校(人)	81	117	155	173	176
北小学校(人)	65	78	93	85	76

資料：「教育要覧」（各年度4月1日現在）

## ■ 家庭児童相談の状況の推移

家庭児童相談の利用件数は年々増加しており、平成30年度は52件となっています。相談内容では、養護相談や育成相談が多くなっています。

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
家庭児童相談 合計※(件)	23	39	44	49	52
養護相談(件)	16	20	25	30	27
保健相談(件)	0	2	1	4	1
障害相談(件)	2	3	5	1	2
非行相談(件)	1	0	2	2	0
育成相談(件)	4	10	11	11	21
その他の相談(件)	0	4	0	1	1

※内容別件数の合算のため、重複あり。

資料：教育こども課（各年度末日現在）

## ■ 民生委員・児童委員の状況の推移

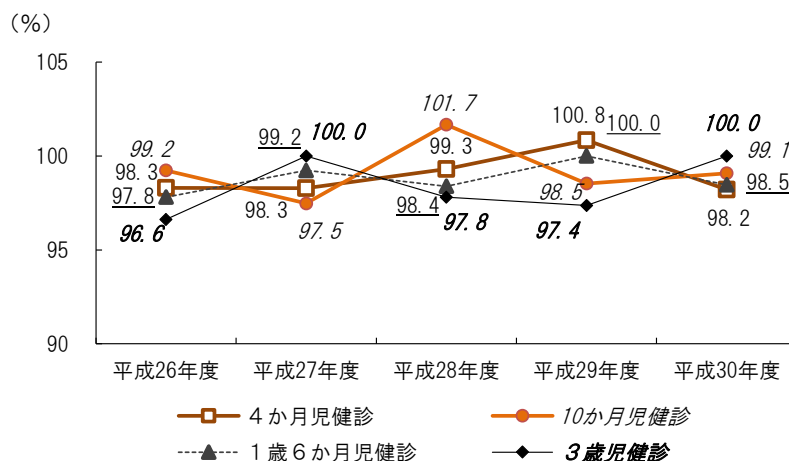
民生委員・児童委員は定数を 57 人としており、男女の内訳は約半々となっています。1 人あたりの担当世帯数は各年度 165 世帯程度ですが、相談対応件数は平成 27 年度に前年度比で 254 件減少した後は増加に転じ、平成 30 年度では 925 件と過去 5 年間で最多となっています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員・児童委員数 合計 (人)	57	57	55	57	57
男性委員数 (人)	27	27	26	29	29
女性委員数 (人)	30	30	29	28	28
1 人あたり担当世帯数 (世帯)	166	166	165	165	165
民生委員・児童委員による相談対応件数 (件)	775	521	560	859	925

資料：健康福祉課（各年度末日現在）

## ■ 乳幼児健康診査の受診率の推移

乳幼児健康診査の受診率は、いずれも 95%以上と高い水準で推移しています。



※ 100%を超過している年度については、年度をまたいだ受診者、転入者を算入しています。

資料：健康福祉課（各年度末日現在）

## ■ 健康教育事業の状況の推移

本町では、健康教育事業としてハッピーマタニティー教室を年 4 回実施しています。参加者数は減少が続き、平成 30 年度は平成 26 年度と比べると半数以下になっています。

事業名	対象者		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ハッピー マタニティー 教室	妊婦及び その家族	実施回数 (回)	4	4	4	4	4
		参加者数 (人)	95	71	84	63	46

資料：健康福祉課（各年度末日現在）

## ■ 健康指導・相談の状況の推移

健康指導・相談の事業は、すこやか相談を年24回、2か月児相談及び2歳児相談を年12回、もぐもぐ学習会を年6回実施しています。延べ利用者数が最も多いのはすこやか相談で、300人台で推移していましたが、平成30年度は425人と大幅に増えています。

事業名	対象者		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
すこやか 相談	乳幼児を もつ家族	実施回数（回）	24	24	24	24	24
		延べ利用者数（人）	392	330	336	367	425
2か月児 相談	2か月児と その家族	実施回数（回）	12	12	12	12	12
		延べ利用者数（人）	116	110	142	93	108
2歳児 相談	2歳3か月児 とその家族	実施回数（回）	12	12	12	12	12
		延べ利用者数（人）	153	134	122	108	141
もぐもぐ 学習会	7～8か月児 とその家族	実施回数（回）	6	6	6	6	6
		延べ利用者数（人）	66	62	71	69	52

資料：健康福祉課（各年度末日現在）

## ■ 訪問指導の状況の推移

出生児全員が対象の赤ちゃん訪問を実施しており、平成30年度の実施回数は126回となっています。

事業名	対象者		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
赤ちゃん訪問	出生児全員	実施回数（回）	122	113	156	98	126

資料：健康福祉課（各年度末日現在）

## ■ 公園の状況

平成30年度における公園の状況は下表のとおりで、19の公園を管理しています。

公園名称	面積	設備
水月公園	14,972 m <sup>2</sup>	トイレ、駐車場
みずべ公園	8,467 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具、駐車場
一ッ浜公園	2,363 m <sup>2</sup>	トイレ、駐車場
花田公園	1,572 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
東明公園	1,201 m <sup>2</sup>	水道、トイレ
砥川西公園	2,114 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
鴨田公園	1,681 m <sup>2</sup>	
西赤砂公園	1,761 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
高浜運動公園	3,018 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具、駐車場
いずみ湖公園	404,000 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、駐車場
一ッ浜第2公園	2,004 m <sup>2</sup>	遊具
四王公園	2,322 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
赤砂公園	2,256 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
泉園	1,560 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
みはらし台公園	1,032 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
高木運動公園	4,825 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具、駐車場
向陽台公園	2,190 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具
あすなる公園	5,176 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、遊具、駐車場
赤砂崎公園	65,014 m <sup>2</sup>	水道、トイレ、駐車場

資料：建設水道課（平成30年度末日現在）



## 2 ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

### ■調査目的

平成26年度に策定した「下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、町民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすることを目的に実施しました。

### ■調査設計

「下諏訪町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」

- (1) 調査地域：下諏訪町全域
- (2) 調査対象：①就学前児童：町内在住の就学前の子どものいる家庭  
②小学生：町内在住の小学3年生までの子どものいる家庭
- (3) 標本数：①就学前児童：826人  
②小学生：433人
- (4) 調査方法：①就学前児童：郵送配布－郵送回収・施設配布－施設回収  
②小学生：学校配布－学校回収
- (5) 調査期間：平成30年12月7日～平成30年12月21日

### ■回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	826人	558人	67.6%
小学生	433人	368人	85.0%

※有効回収数は、回収数のうち白票や無効票を除いた数

### ■注意事項

- (1) 回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- (2) 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- (3) グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

## ■調査結果

### (1) 基礎的事項

#### ●調査票回答者

項目		合計	母親	父親	その他	無回答
就学前児童	回答者数(人)	558	504	54	0	0
	構成比(%)	100.0	90.3	9.7	0.0	0.0
小学生	回答者数(人)	368	342	26	0	0
	構成比(%)	100.0	92.9	7.1	0.0	0.0

#### ●年齢

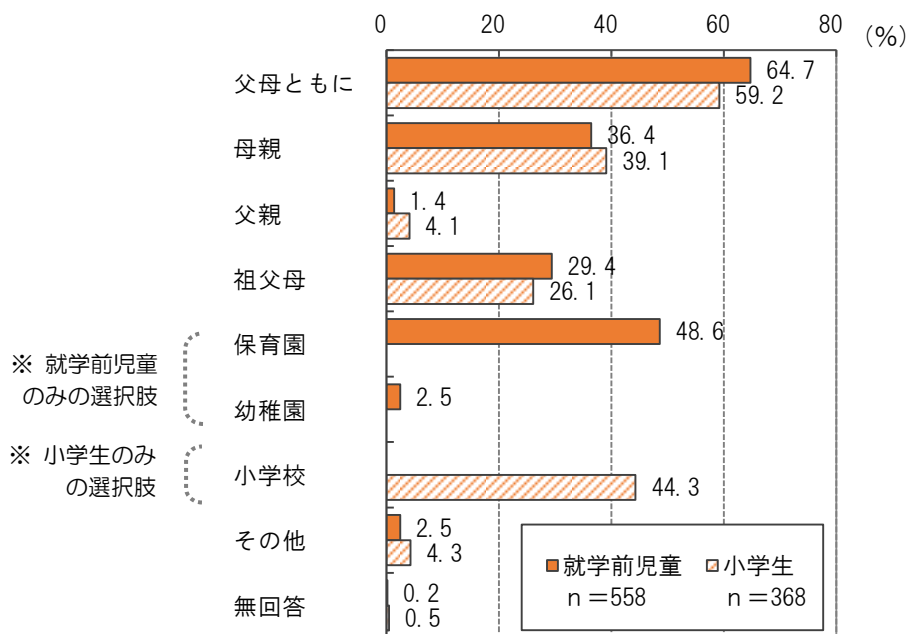
項目		合計	生まれ(※) 4月以降	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前児童	回答者数(人)	558	33	51	78	73	98	104	121	0
	構成比(%)	100.0	5.9	9.1	14.0	13.1	17.6	18.6	21.7	0.0

※4月以降生まれ=平成30年4月以降生まれ

項目		合計	1年生	2年生	3年生	無回答
小学生	回答者数(人)	368	107	129	129	3
	構成比(%)	100.0	29.1	35.1	35.1	0.8

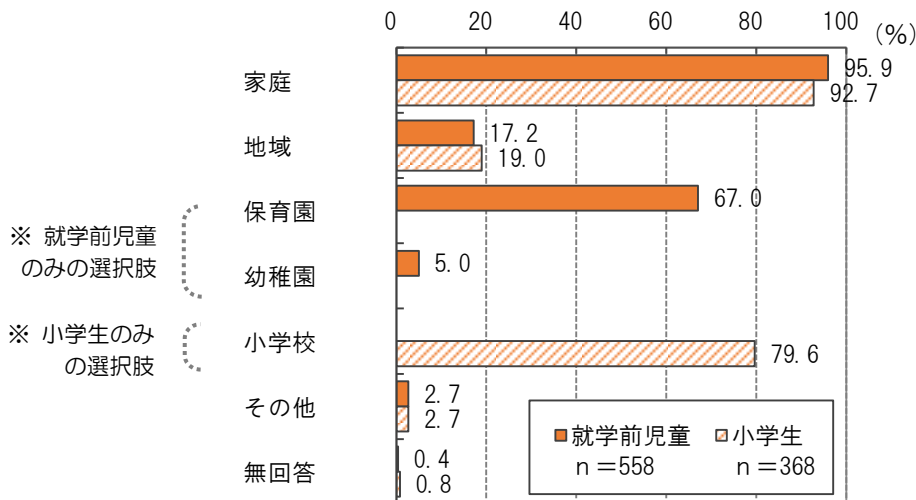
(2) 子育てをめぐる環境について

●子育てに日常的に関わっている方（複数回答可）



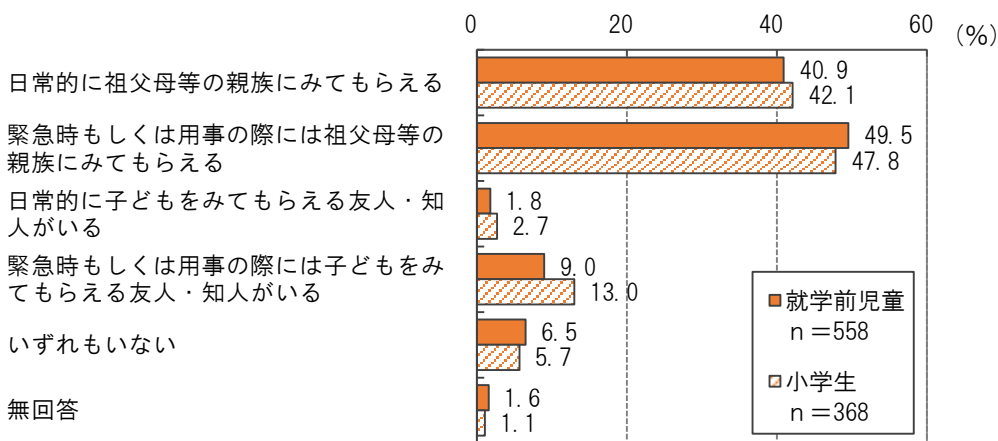
子育てに日常的に関わっている方については、就学前児童において「父母ともに」が64.7%と最も多く、次いで「保育園」が48.6%、「母親」が36.4%などとなっています。小学生においては「父母ともに」が59.2%と最も多く、次いで「小学校」が44.3%、「母親」が39.1%などとなっています。

●子育てに最も影響すると思われる環境（複数回答可）



子育てに最も影響すると思われる環境については、「家庭」（就学前児童：94.8%、小学生：93.8%）が就学前児童、小学生ともに9割を超えて最も多くなっています。また、小学生において「小学校」が91.0%と9割を超えて多くなっています。

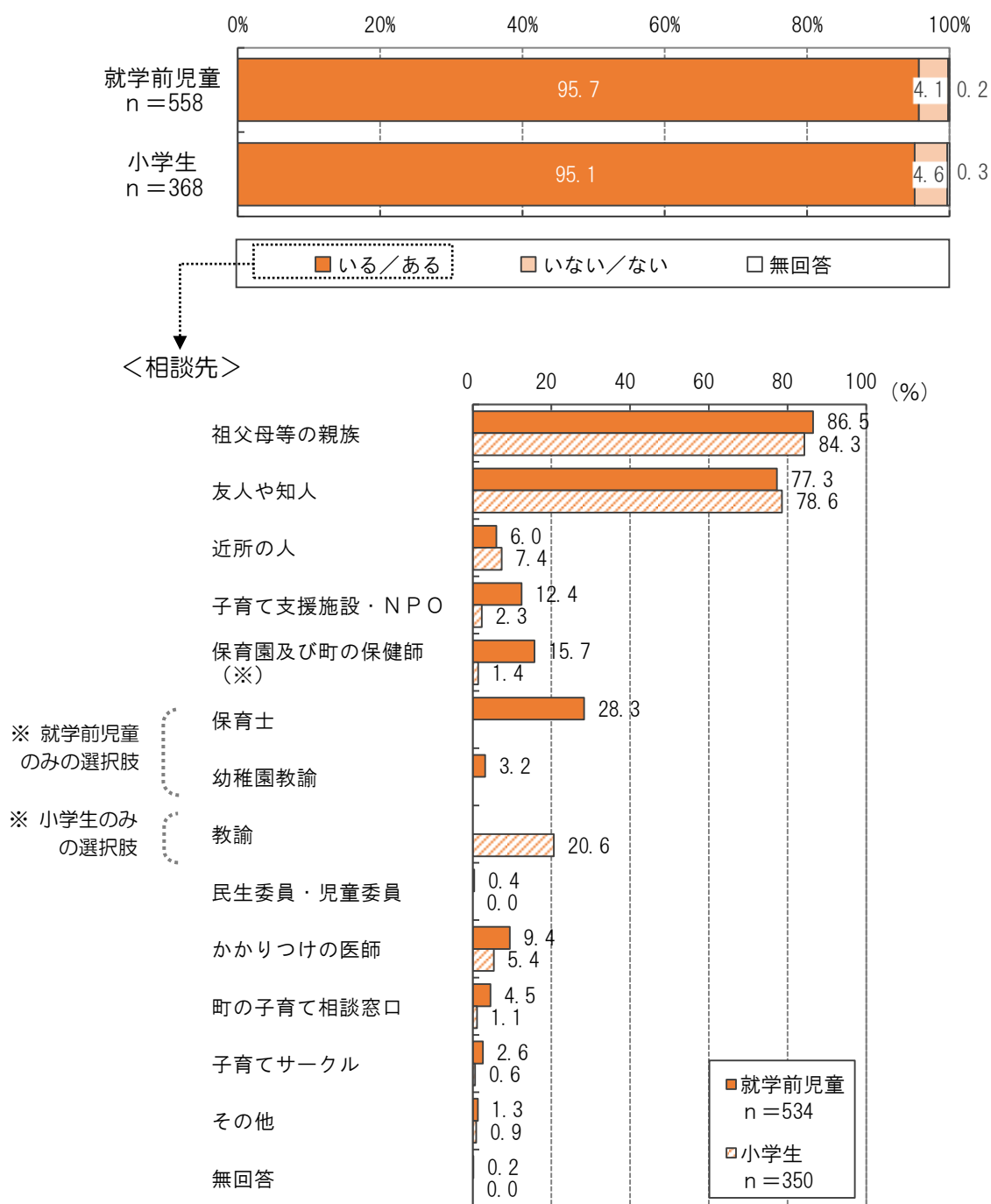
●日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答可）



日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：49.5%、小学生：47.8%）が約半数と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：40.9%、小学生：42.1%）が約4割、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」（就学前児童：9.0%、小学生：13.0%）が約1割などとなっています。



●子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）  
及び、その相談先（複数回答可）

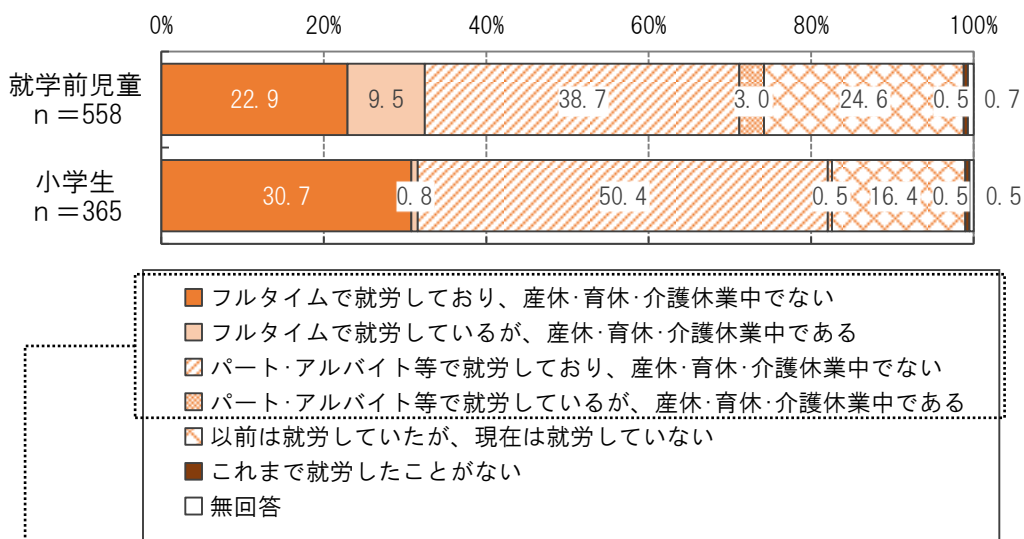


子育てをする上で気軽に相談できる場所の有無については、「いる/ある」（就学前児童：95.7%、小学生：95.1%）が就学前児童、小学生ともに9割以上を占めて最も多くなっています。

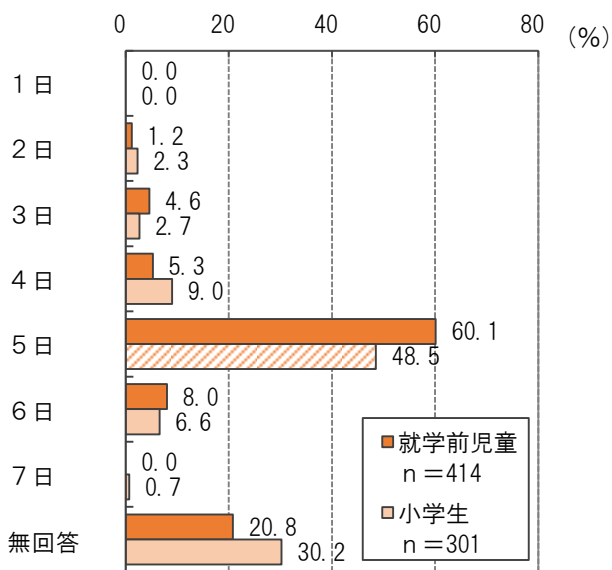
その相談先については、就学前児童において「祖父母等の親族」が86.5%と最も多く、次いで「友人や知人」が77.3%、「保育士」が28.3%などとなっています。小学生においては「祖父母等の親族」が84.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が78.6%、「教諭」が20.6%などとなっています。

(3) 保護者の就労状況について

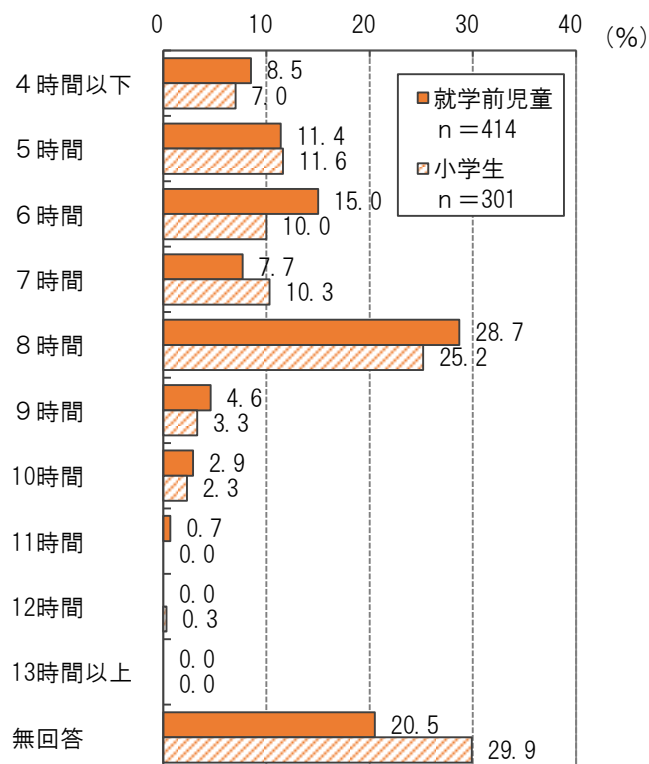
●母親の就労状況（単数回答）



<1週間あたりの就労日数>



<1日あたりの就労時間>

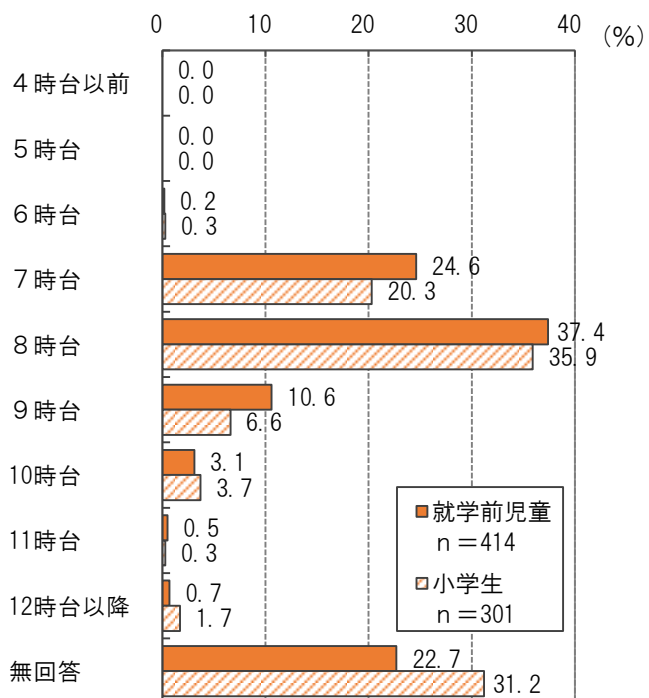


母親の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」（就学前児童：38.7%、小学生：50.4%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

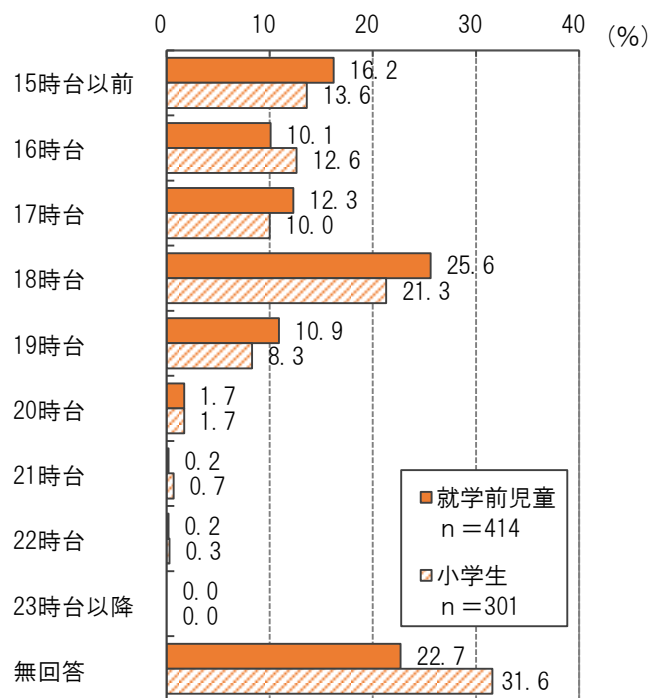
産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において74.1%、小学生においては82.4%となっています。

就労している人の1週間あたりの就労日数については、「5日」（就学前児童：60.1%、小学生：48.5%）が就学前児童、小学生ともに最も多く、1日あたりの就労時間は「8時間」（就学前児童：28.7%、小学生：25.2%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

<家を出る時刻>

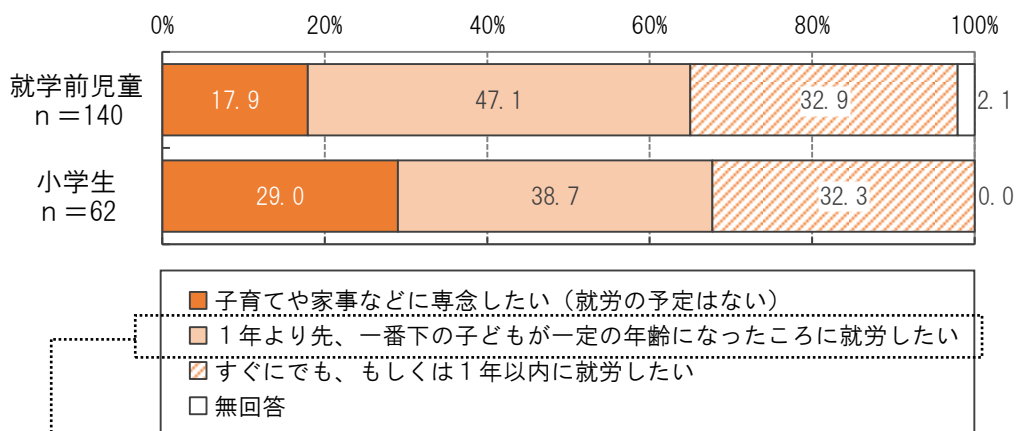


<帰宅時刻>

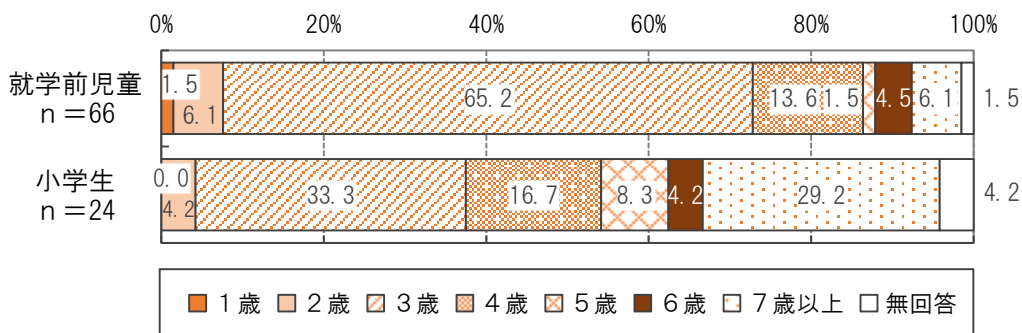


家を出る時刻については、「8時台」(就学前児童：37.4%、小学生：35.9%)が就学前児童、小学生ともに最も多く、帰宅時刻は「18時台」(就学前児童：25.6%、小学生：21.3%)が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

●母親が、フルタイム・パートタイムで『就労していない』と回答した方のみ  
 今後の就労意向（単数回答）



<就労したい時期の末子の年齢>

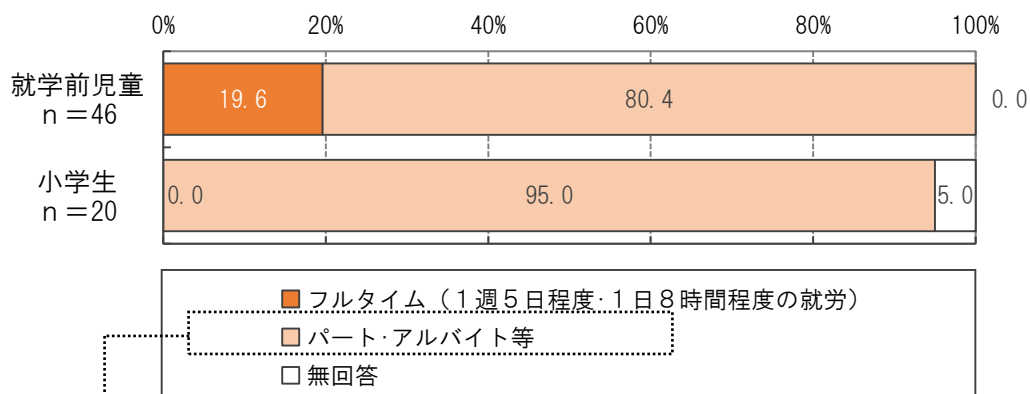


『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合が、就学前児童において80.0%、小学生においては71.0%となっています。

「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は、就学前児童において17.9%、小学生においては29.0%となっています。

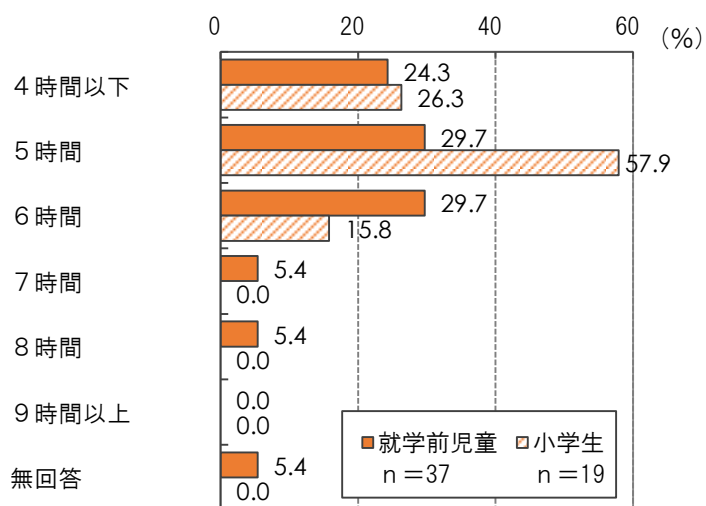
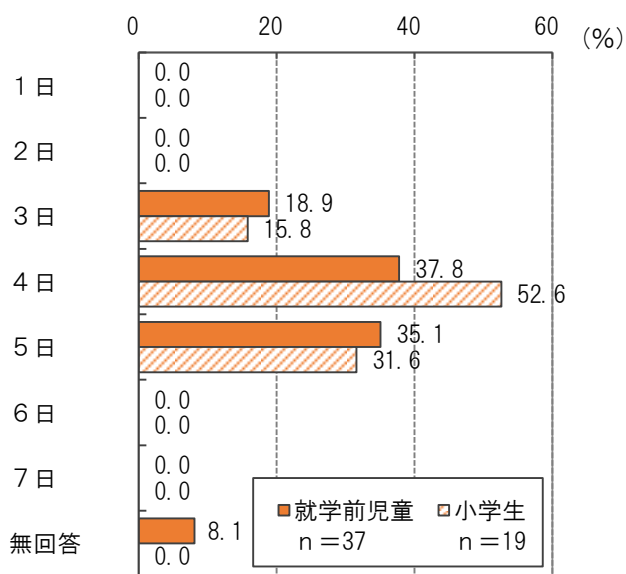
●母親が、就労したいタイミングで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方のみ

希望する就労形態（単数回答）



<1週間あたりの希望就労日数>

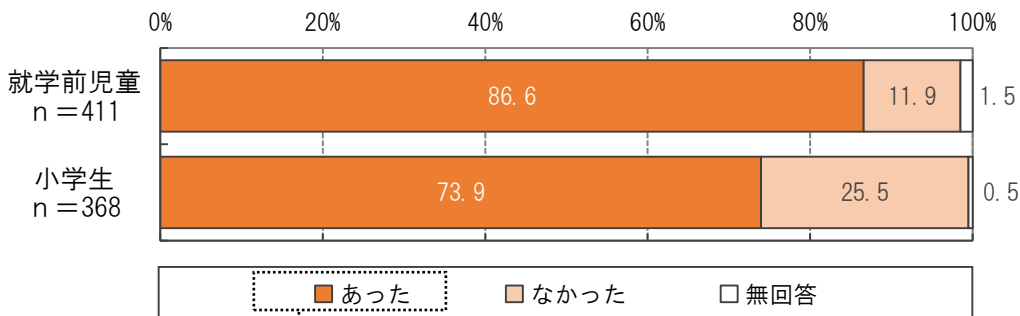
<1日あたりの希望就労時間>



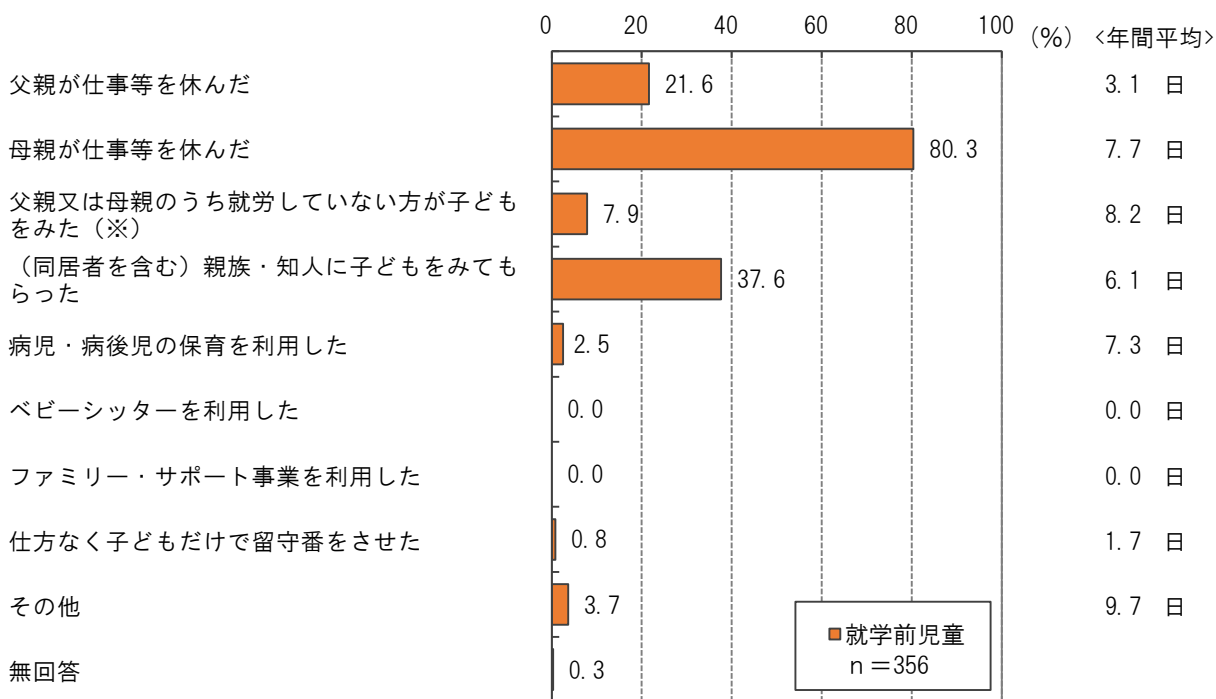
「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方の希望する就労形態については、「パート・アルバイト等」（就学前児童：80.4%、小学生：95.0%）が就学前児童、小学生ともに約8割～9割と最も多くなっています。

**(4) 病気の際の対応について**

- 過去1年間の子どもが病気やけがで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無（単数回答）及び、その場合の対処方法（複数回答可）



＜就学前児童 対処方法・年間平均利用日数＞

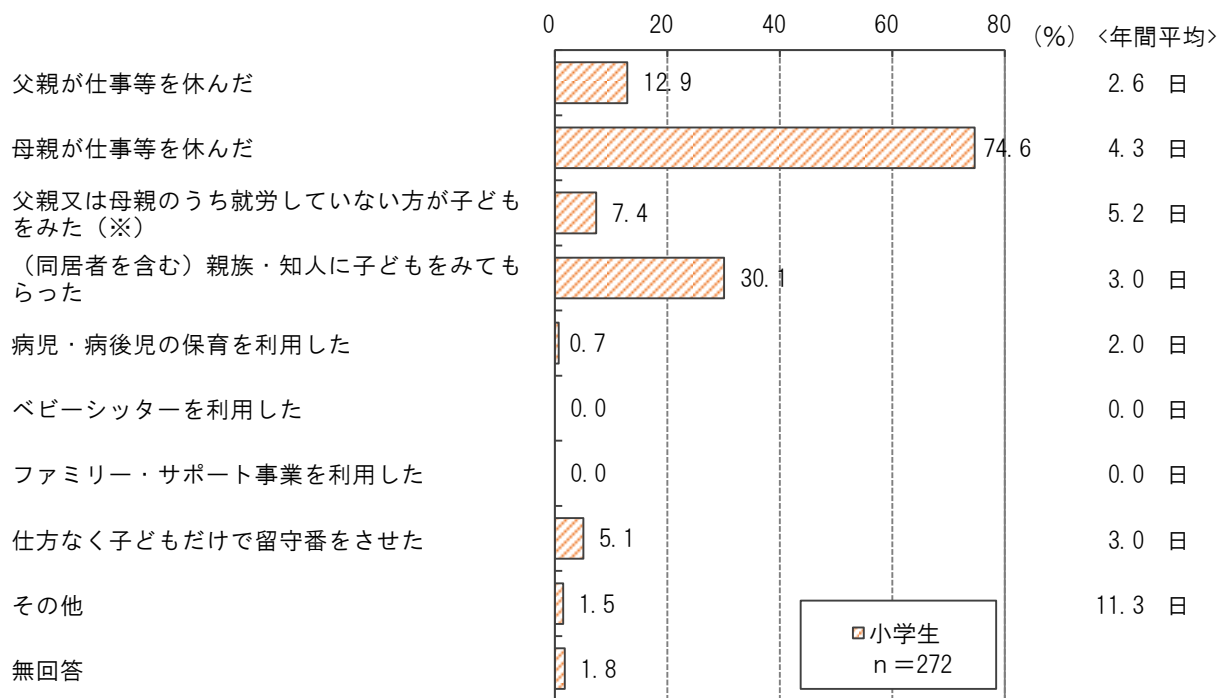


※「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」は、その他で回答の多かったもの。

過去1年間に子どもが病気やけがで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無については、就学前児童において「あった」が86.6%、「なかった」が11.9%となっています。小学生においては「あった」が73.9%、「なかった」が25.5%となっています。

学校を休んだり保育サービスを利用できなかった場合の対処方法については、「母親が仕事等を休んだ」(就学前児童：80.3%、小学生：74.6%)が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。また、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童において2.5%、小学生においては0.7%となっています。

<小学生 対処方法・年間平均利用日数>

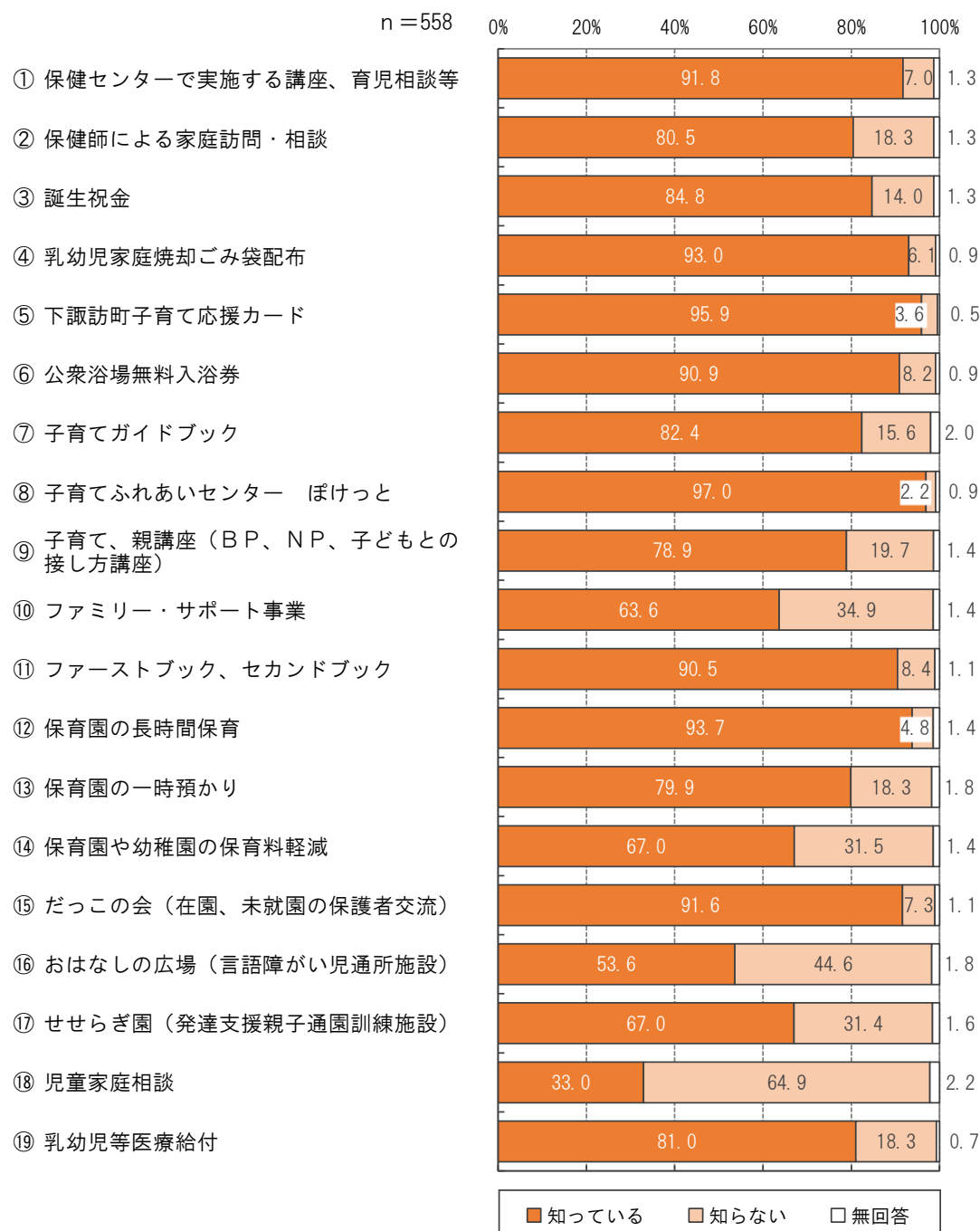


※「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」は、その他で回答の多かったもの。



(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について<就学前児童のみ>

●下諏訪町で実施している事業の認知度（単数回答）

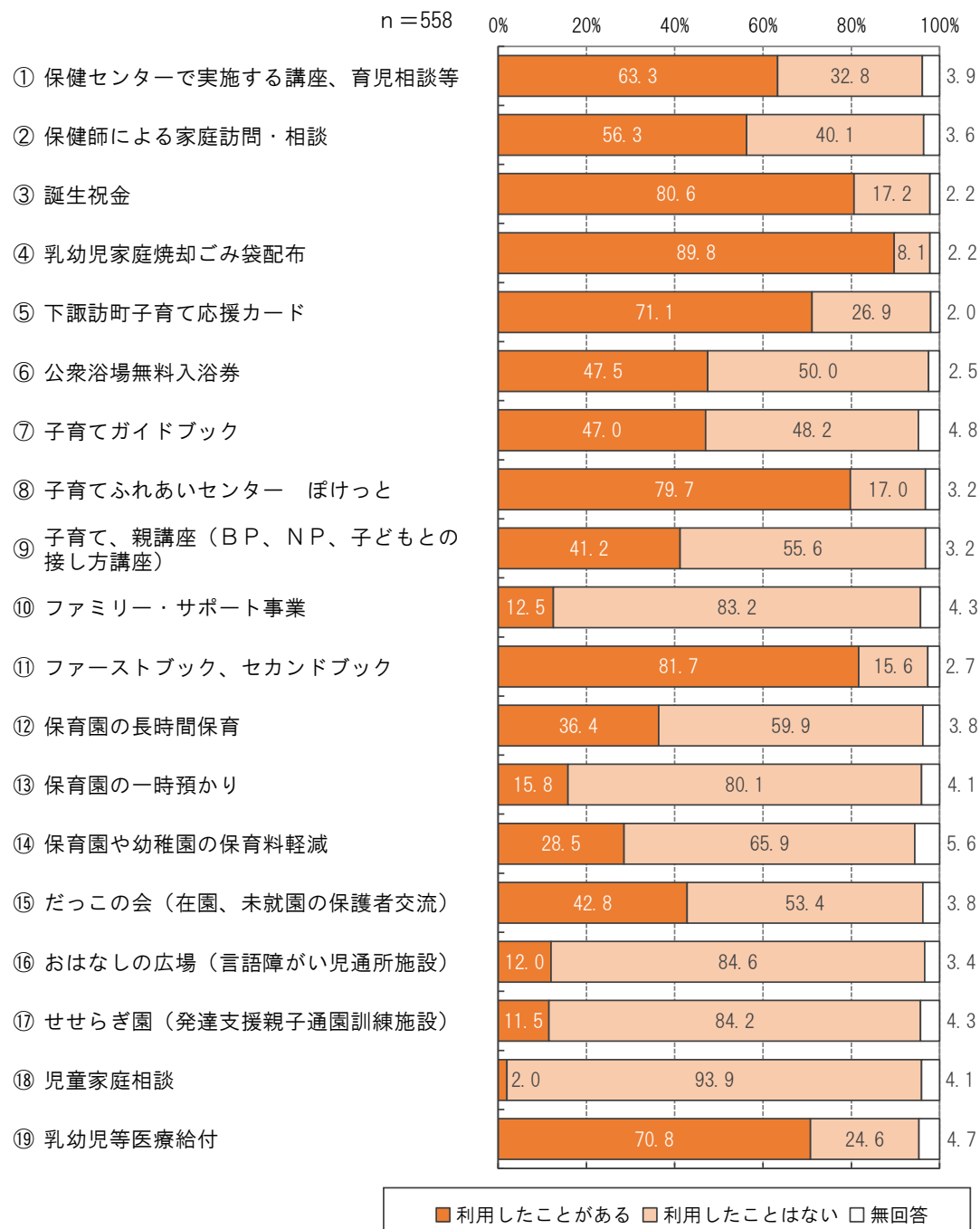


下諏訪町で実施している事業の認知度については、「知っている」が多いものの上位3項目は、【⑧子育てふれあいセンター ぽけっと】(97.0%)、【⑤下諏訪町子育て応援カード】(95.9%)、【⑫保育園の長時間保育】(93.7%)の順となっています。

一方、「知っている」が少ないものは、【⑱児童家庭相談】(33.0%)、【⑯おはなしの広場(言語障がい児通所施設)】(53.6%)、【⑩ファミリー・サポート事業】(63.6%)の順となっています。



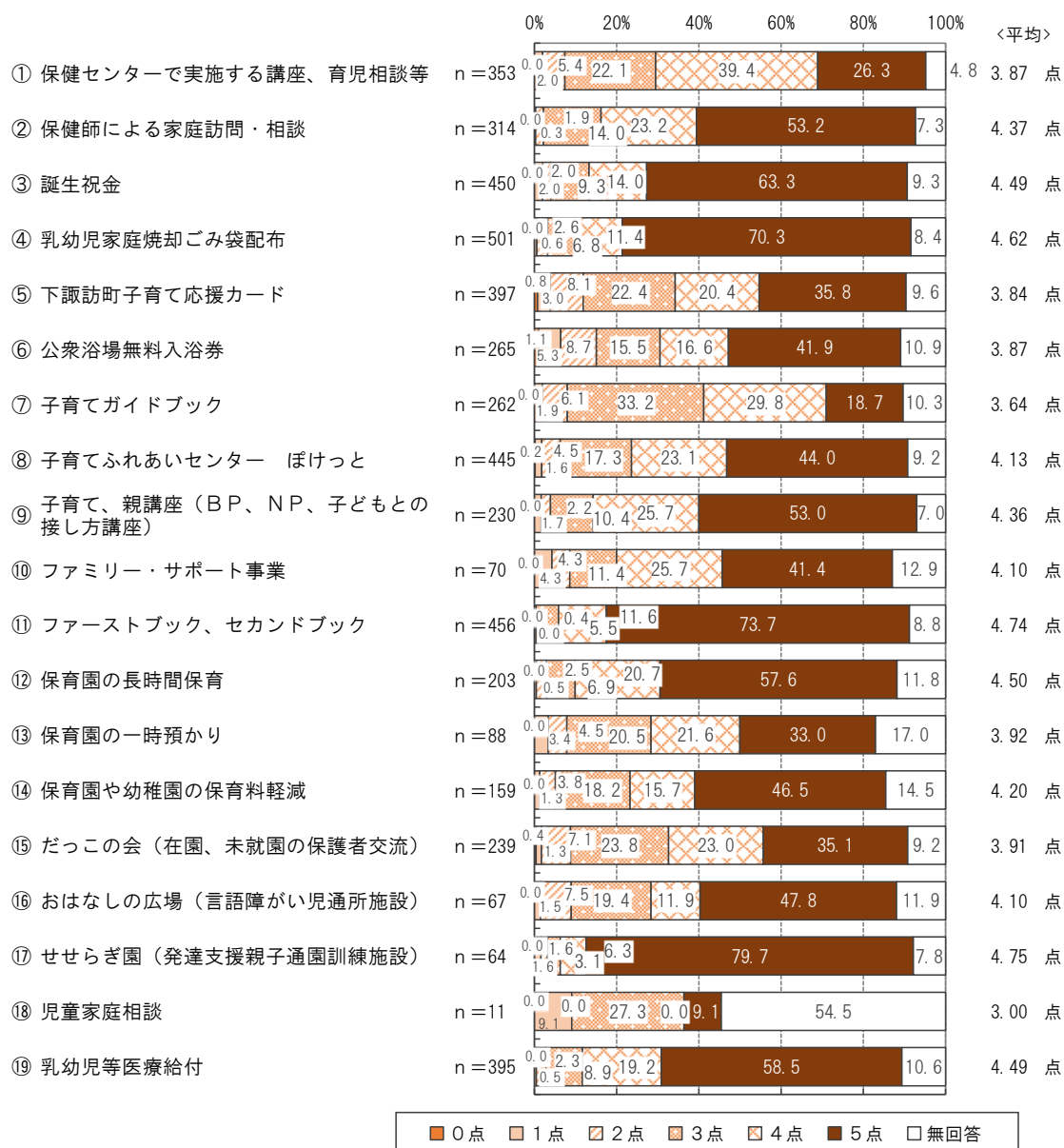
●下諏訪町で実施している事業の利用経験（単数回答）



利用経験については、「利用したことがある」が多いものの上位3項目は、【④乳幼児家庭焼却ごみ袋配布】(89.8%)、【⑪ファーストブック、セカンドブック】(81.7%)、【③誕生祝金】(80.6%)の順となっています。

一方、「利用したことがある」が少ないものは、【⑱児童家庭相談】(2.0%)、【⑰せせらぎ園（発達支援親子通園訓練施設）】(11.5%)、【⑯おはなしの広場（言語障がい児通所施設）】(12.0%)の順となっています。

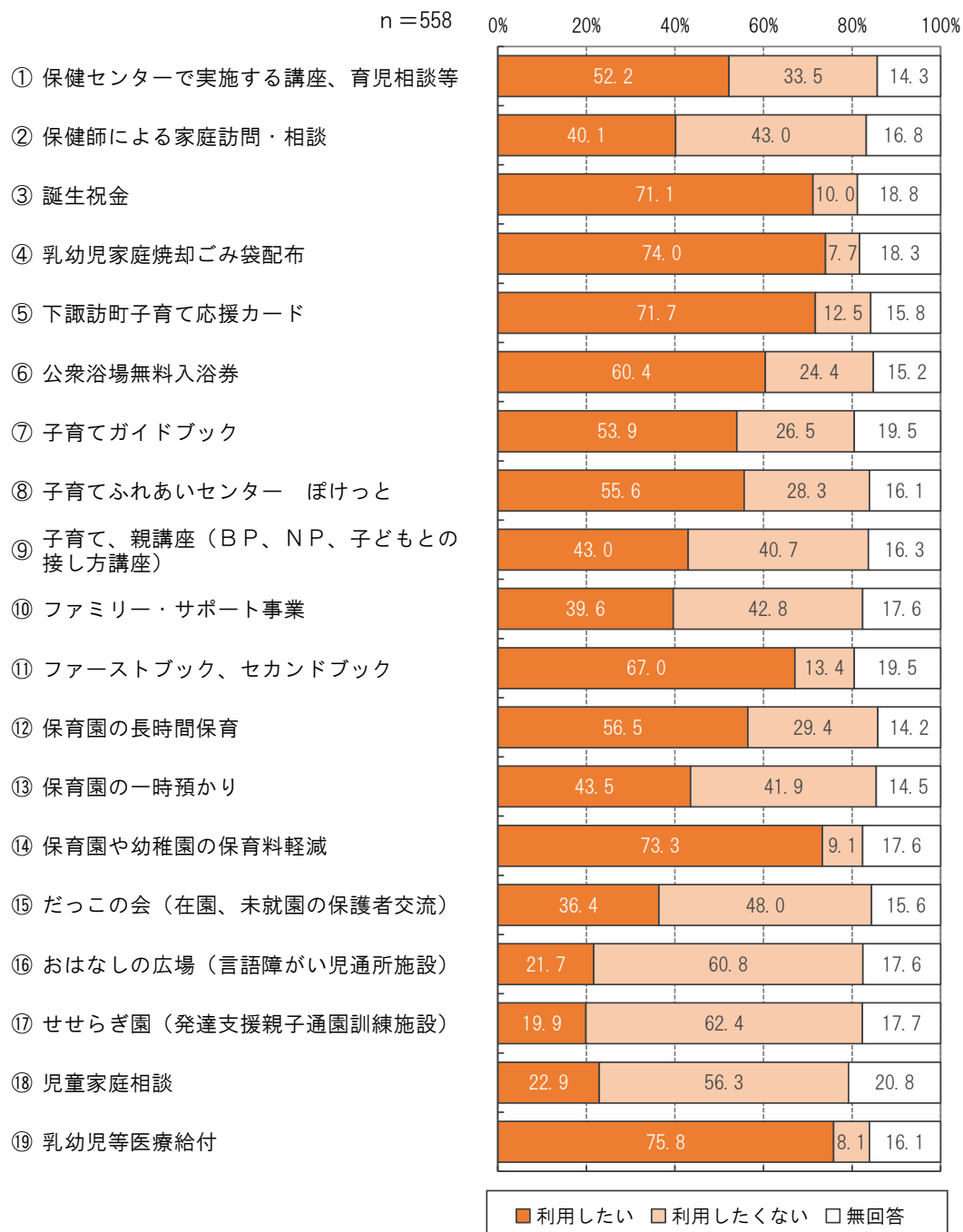
●下諏訪町で実施している事業を「利用したことがある」と回答した方のみ  
 利用した事業の満足度（単数回答）



利用した事業の満足度については、平均点が高いものの上位3項目は、【⑭保育園や幼稚園の保育料軽減】【⑰せせらぎ園（発達支援親子通園訓練施設）】（4.75点）、【④乳幼児家庭焼却ごみ袋配布】（4.62点）、【⑫保育園の長時間保育】（4.50点）の順となっています。

一方、平均点が低いものは、【⑱児童家庭相談】（3.00点）、【⑦子育てガイドブック】（3.64点）、【⑤下諏訪町子育て応援カード】（3.84点）の順となっています。

●下諏訪町で実施している事業の今後の利用意向（単数回答）

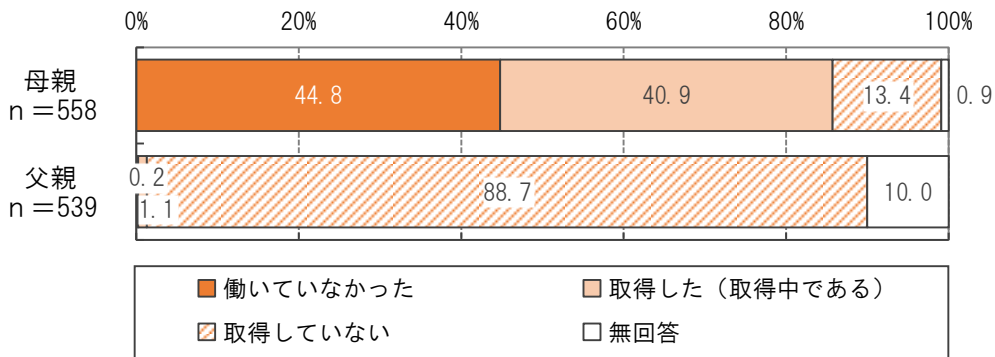


今後の利用意向については、「利用したい」が多いものの上位3項目は、【⑲乳幼児等医療給付】（75.8%）、【④乳幼児家庭焼却ごみ袋配布】（74.0%）、【⑭保育園や幼稚園の保育料軽減】（73.3%）の順となっています。

一方、「利用したい」が少ないものは、【⑰せせらぎ園（発達支援親子通園訓練施設）】（19.9%）、【⑯おはなしの広場（言語障がい児通所施設）】（21.7%）、【⑱児童家庭相談】（22.9%）の順となっています。

**（6）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について<就学前児童のみ>**

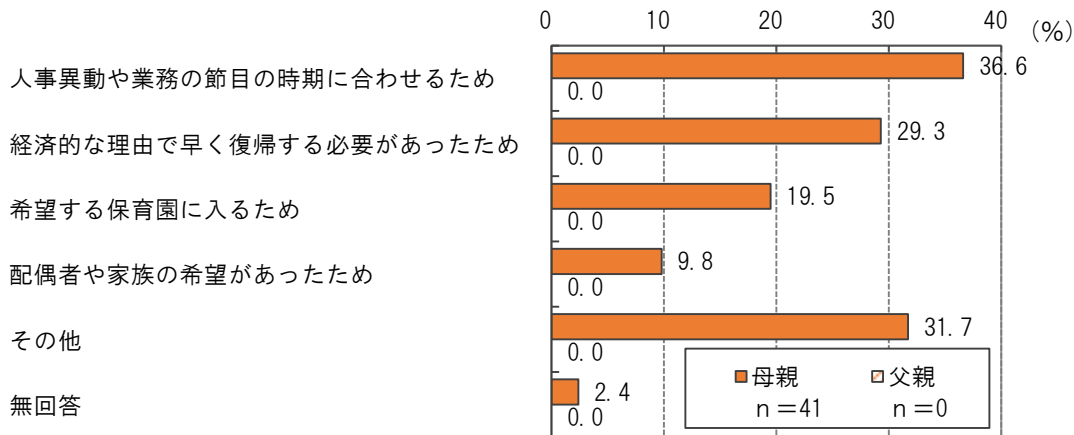
●**育児休業の取得状況（単数回答）**



育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」は母親が40.9%、父親が1.1%となっています。

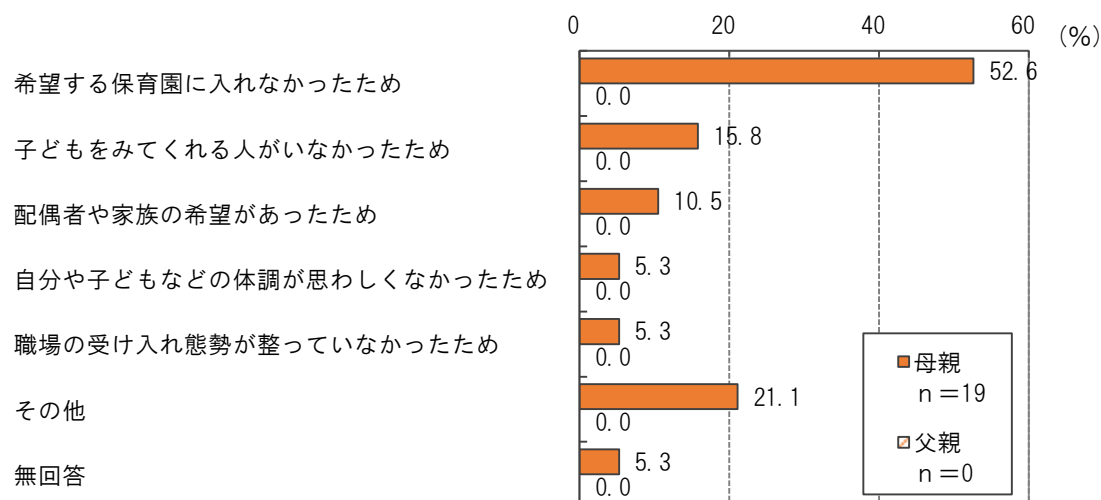
●**育児休業を取得した方で、実際の復帰と希望が異なる方のみ**  
**希望の時期に職場復帰しなかった理由（複数回答可）**

<希望より早く職場復帰した理由>



希望の時期より早く職場復帰した理由については、母親において「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が36.6%と最も多く、次いで「その他」が31.7%、「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」が29.3%などとなっています。父親においては、回答者はいませんでした。

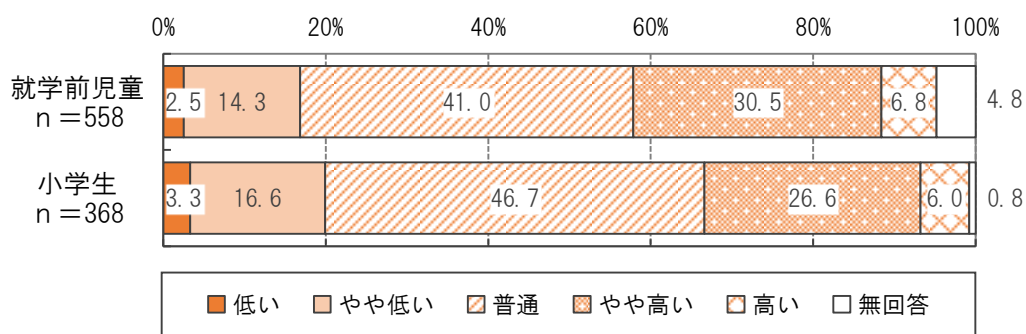
＜希望より遅く職場復帰した理由＞



希望の時期より遅く職場復帰した理由については、母親において、「希望する保育園に入れなかったため」が52.6%と最も多く、次いで「その他」が21.1%、「子どもをみってくれる人がいなかったため」が15.8%などとなっています。父親においては、回答者はいませんでした。

（7）子育てに関する一般的な事項について

●下諏訪町の子育て環境や支援の満足度（単数回答・5段階評価）

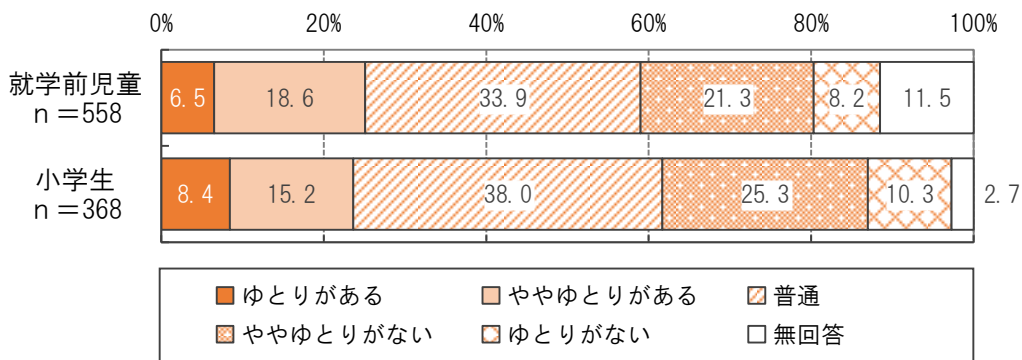


下諏訪町の子育て環境や支援の満足度（5段階評価）については、就学前児童において「普通」が41.0%と最も多く、次いで「やや高い」が30.5%、「やや低い」が14.3%などとなっています。小学生においては「普通」が46.7%と最も多く、次いで「やや高い」が26.6%、「やや低い」が16.6%などとなっています。また、「高い」と「やや高い」を合わせた『満足度が高い』は、就学前児童において37.3%、小学生においては32.6%となっています。

**(8) 子どもをめぐる生活環境について**

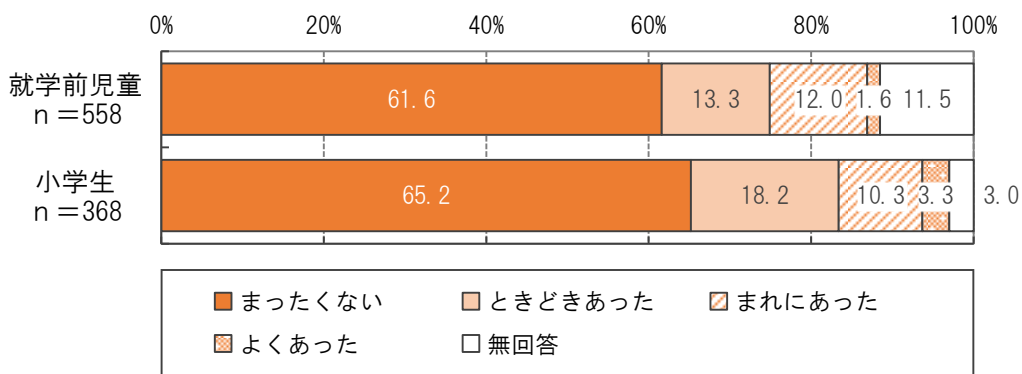
(※複数の調査票が届いている家庭については、上の子ども1人分のみ回答)

●現在の生活の状況をどのように感じているか (単数回答・5段階評価)



現在の生活の状況については、就学前児童において「普通」が33.9%と最も多く、次いで「ややゆとりがない」が21.3%、「ややゆとりがある」が18.6%などとなっています。小学生においては「普通」が38.0%と最も多く、次いで「ややゆとりがない」が25.3%、「ややゆとりがある」が15.2%などとなっています。また、「ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせた『ゆとりがある』は、就学前児童において25.1%、小学生においては23.6%となっています。「ゆとりがない」と「ややゆとりがない」を合わせた『ゆとりがない』は、就学前児童において29.6%、小学生においては35.6%となっています。

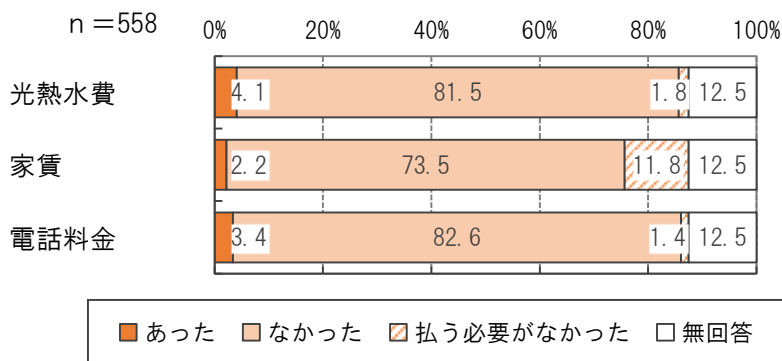
●過去1年の間にお金に困り、生活に必要な物が買えなかったことの有無 (単数回答)



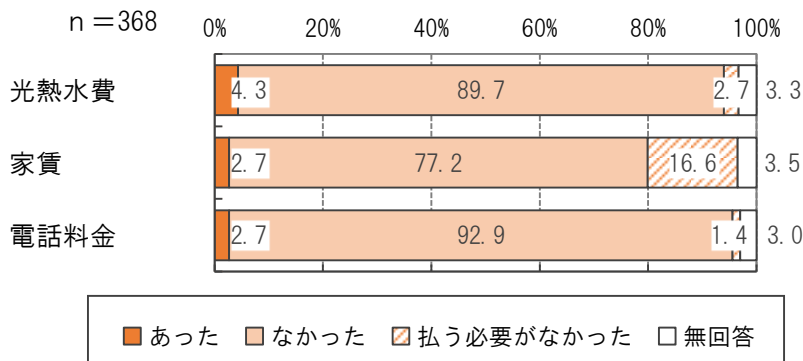
過去1年間で生活に必要な物が買えなかったことの有無については、就学前児童において「まったくない」が61.6%と最も多く、次いで「ときどきあった」が13.3%、「まれにあった」が12.0%などとなっています。小学生においては「まったくない」が65.2%と最も多く、次いで「ときどきあった」が18.2%、「まれにあった」が10.3%などとなっています。

●過去1年の間に経済的な理由で、各種料金が支払えなかったことの有無（単数回答）

<就学前児童>



<小学生>



過去1年間で経済的な理由で、各種料金が支払えなかったことの有無は、就学前児童において【光熱水費】について「なかった」が81.5%と最も多く、次いで「あった」が4.1%、「払う必要がなかった」が1.8%となっています。【家賃】については、「なかった」が73.5%と最も多く、次いで「払う必要がなかった」が11.8%、「あった」が2.2%となっています。【電話料金】については、「なかった」が82.6%と最も多く、次いで「あった」が3.4%、「払う必要がなかった」が1.4%となっています。小学生においては【光熱水費】について「なかった」が89.7%と、約9割を占めて最も多くなっています。【家賃】については、「なかった」が77.2%と最も多く、次いで「払う必要がなかった」が16.6%、「あった」が2.7%となっています。【電話料金】については、「なかった」が92.9%と、約9割を占めて最も多くなっています。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

下諏訪町では、この町で生まれ育った子どもたちが、家族や地域に心から祝福され、すべての人が地域で成長する子どもたちとの関わりを通じて喜びや感動に満ちた生活を送ることができるまちづくりを目指して、「次世代を育てる 子育て支援」を基本理念に、子育て関連施策の推進を図ってきました。

この基本理念は、本町の子どもたちの成長や子育て支援において不変的なものであるうえ、今後取り組むべき少子化対策や、子どもたちの最善の利益の追求においても不可欠なものであることから、「第2期 下諏訪町子ども・子育て支援事業計画」においても、この基本理念を継承します。

#### 〔基本理念〕

## 次世代を育てる 子育て支援

### 2 計画の基本的な視点

基本理念の実現に向けて、本計画では、前期計画で掲げた以下の10項目を、子ども・子育て支援事業計画の基本的な視点とし、計画の策定や施策・事業の推進に反映させていきます。

#### 【1】子どもの視点

子育て支援サービス等によって、子ども自身が大きな影響を受けます。次世代育成支援対策及び子育て支援の推進は子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が得られるように配慮します。

#### 【2】次代の親づくりという視点

子どもは成長して、次代の親となります。そのため、豊かな人間性を形成し、自立して子どもを持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成に取り組みます。

#### 【3】サービス利用者の視点

核家族化の進行や子育てに関する価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援への利用者のニーズも多様化しています。このように多様化するニーズを踏まえた柔軟な対応を推進します。



#### 【4】社会全体による支援の視点

子育ては家庭が最も重要な責務を負っています。しかしながら、家庭における養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化を考慮することも必要です。子育てを個人や家庭のみで解決されるべき問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として考え、地域社会全体で子育てを支えます。

#### 【5】仕事と生活の調和実現の視点

国・自治体・企業をはじめとする関係機関の連携の下、町民の結婚や子育てに関する希望を実現するため、「働き方改革」による潮流を考慮しながら、地域の実情に応じた仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進を重視します。

#### 【6】結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援の視点

子育て支援と働き方改革を一層推進するとともに、新たに地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産への支援を行うことで、子育て家庭への切れ目のない支援を推進していきます。

#### 【7】すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立感や不安感等の問題を勘案し、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進します。

#### 【8】地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体等が活躍している他、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や地域に受け継がれる伝統文化等があります。こうした、地域における様々な社会資源を子育て支援に活用していきます。

#### 【9】サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスを質と量の両面において向上させていくことが重要となります。サービスの質の向上に向けて、支援に携わる人材の資質の向上を図ります。

#### 【10】地域特性の視点

本町は、美しい高原と湖に囲まれた自然豊かな地域です。また、住民の居住区域はコンパクトでとても暮らしやすいまちです。学校施設、公民館等の各種公共施設を活用し、地域コミュニティを核にした各主体の参画と協働による取り組みを推進します。

### 3 計画の体系

#### 基本理念

### 次世代を育てる 子育て支援

#### 〔基本目標1〕 健やかに産み育てる環境づくり

- (1) 安心、安全な妊娠・出産への支援
- (2) 子どもと母親の健康への支援
- (3) 小児医療の充実

#### 〔基本目標2〕 子育て家庭を支援する仕組みづくり

- (1) 子ども・子育て支援サービスの充実
  - ①教育・保育事業の充実
  - ②地域型保育事業の充実
- (2) 子育て家庭への支援体制の充実
  - ①各種相談機能、情報提供体制の充実
  - ②子育て家庭への経済的支援の推進
- (3) 要保護児童への支援体制の充実
  - ①ひとり親家庭の自立支援の推進
  - ②発達の遅れや障がいのある子どもへの支援
  - ③児童虐待防止への支援
  - ④子どもの貧困対策に向けた取り組みの展開

#### 〔基本目標3〕 次世代を担う心身ともにたくましい人づくり

- (1) 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進
- (2) 家庭や地域の教育力の向上への支援
- (3) 魅力ある学校教育の推進
- (4) 思春期の心と身体の健康づくり

#### 〔基本目標4〕 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

- (1) 快適な生活環境の整備
- (2) 子どもの安心・安全の確保
- (3) 子育てと仕事の両立への支援

## 第4章 計画の内容（基本施策と個別事業）

### 基本目標1 健やかに産み育てる環境づくり

#### 【現状と課題】

妊娠・出産期に起こる様々な心身の急激な変化によって、母親は育児に対する不安やストレスを抱えることが少なくありません。こうした不安やストレスを軽減するために、母子健康手帳による健康管理、妊婦健診の実施、父母を対象とした子育てについての知識向上を目的とした教室の開催等を通して、安心かつ安全な妊娠及び出産を支援することが必要となっています。同様に、不妊に悩む夫婦への支援も少子化対策において重要となることから、経済的な支援のみならず、精神的なケアを行うための相談体制の整備が求められます。

また、乳幼児期は心身の発達の基礎が形成される重要な時期です。子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、子どもとその保護者の健康づくりを切れ目なく支援することが必要になります。そのために、定期的な乳幼児健診や一般健診を通して乳幼児の成長度合いを正確に把握するとともに、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目指すことが重要となります。同時に、親の心身のケアも求められることから、健診の実施と同時に健康指導や相談対応に努める必要があります。

疾病や障がいの早期発見・早期治療につなげるための医療体制も、子どもの健やかな成長において大きな役割を担います。夜間や休日等の時間や曜日に左右されることなく、子育て家庭が安心して医療を受けられる体制の整備と、急病時における対処方法等の周知が必要となっています。



## （1）安心、安全な妊娠・出産への支援

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児を迎えられるよう、各種健診や健康指導の実施、妊娠・出産・育児に関する学習機会の提供等による支援を行います。また、不妊・不育症に悩む夫婦に対して、経済的な支援や精神面のケアを図ります。

### 【具体的な施策・取り組み】

- 母子保健指導の充実を図り、各家庭の状況を理解した上で、個々に応じた指導を実施します。
- 栄養面や生活習慣等について、安心して妊娠・出産を迎えられるように栄養士や保健師、助産師等の専門職による指導を行います。
- 妊娠前から妊娠中においての正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食について大切さを学べるような指導を行います。
- 妊娠・出産期から子育て期において切れ目のない支援を行い、状況に応じて必要な支援が提供できるような相談体制を充実します。

### 【個別事業】

#### ■母子健康手帳交付

母子健康手帳の交付を行うとともに、妊娠期を健やかに過ごし、安全な出産ができるよう支援します。

#### ■妊婦一般健康診査

妊娠期を健やかに過ごせるよう、医療機関において行われる14回分の健康診査について費用の助成を行います。

#### ■ハッピーマタニティー教室

妊娠・出産・育児等に伴って起こり得る母子の心身の異常の発生を予防し、新しい家族を迎えるとともに、より健康的な生活ができるよう支援します。

#### ■産婦健康診査

産後うつ予防や早期発見、新生児への虐待予防を図るために、産後2週間、産後4週間等出産後間もない時期の産婦に対する健康診査について、費用の助成を行います。

#### ■産後ケア事業

産婦を対象に、出産後の不安や悩み等の解消のための事業として、医療機関と連携してサポートを受ける産後ケア事業（宿泊型）や、病院や助産院での相談の際に利用できる助成券の交付を実施します。

#### ■産前産後サポート事業

妊娠や出産・子育てに悩みや不安のある妊婦・産婦に対し、助産師による個別の相談支援を行います。

#### ■不妊治療助成

不妊・不育治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、相談対応等を通じた心身のケアに努めます。

## (2) 子どもと母親の健康への支援

子どもの健やかな成長を支援するとともに、親の子育てに対する不安の軽減を図るため、各種健診や相談対応による健康状態の把握を行い、疾病の予防と早期発見・早期治療につながるよう努めます。また、それぞれの事業の周知・啓発に努めます。

### 【具体的な施策・取り組み】

- 母子保健指導の充実を図り、各家庭の状況を理解した上で、個々に応じた指導を実施します。
- 乳幼児期から発達段階に応じた、食に関する学習会を実施します。
- 子どもの成長発達や育児全般等について、栄養士や保健師、助産師等の専門職による指導を行います。
- 乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成を目指して、親に食の大切さを学ぶ機会を提供します。
- 健診時や訪問時等に病気やけが等の予防のための啓発活動を実施します。
- 育児不安を抱える親等を早期に把握し、「妊娠期」や「出産後間もない時期」から、保健師・助産師等の専門職、児童家庭相談員との連携によるきめ細かな育児支援を推進します。
- 親自身が子どもの発達過程を理解し、育児力を高めるための学習の場として、乳幼児健康診査が機能できるようにするとともに、「親子の心の健康」を重視した相談体制を充実します。



### 【個別事業】

#### ■ 4か月児健康診査

健やかな乳児期を送れるよう、医師による健康診査を実施します。

#### ■ 10か月児健康診査

医師による健康診査以外に、かむかむチェックにより離乳の完了に向けて支援します。

#### ■ 1歳6か月児健康診査

母子保健法に基づく健康診査を通して、成長発達の確認や育児不安の軽減を図るよう、支援します。

#### ■ 3歳児健康診査

母子保健法に基づく健康診査を通して、成長発達の確認や日常生活の自立に向けて支援します。

#### ■ 2か月児相談

成長発達の確認や育児不安の軽減につながるよう、健康相談を実施します。

#### ■ 2歳児相談

成長発達の確認や育児不安の軽減につながるよう、健康相談を実施します。特にう歯予防、ことばの発達に関して支援します。

#### ■ ハッピーマタニティー教室（再掲）

妊娠・出産・育児等に伴って起こり得る母子の心身の異常の発生を予防し、新しい家族を迎えるとともに、より健康的な生活ができるよう支援します。

#### ■ 離乳食スタート教室・もぐもぐ学習会

離乳食の作り方の説明や試食等を行うことで、はじめての離乳食づくりとスムーズな離乳を支援します。

#### ■ 乳児一般健康診査

乳児期を健やかに過ごせるよう、医療機関において行われる健康診査について1回の助成を行います。

#### ■ 股関節脱臼・斜頸健康診査

股関節脱臼や斜頸の早期発見に努めるとともに、発見時は速やかに医療機関で管理し、健やかに過ごせるよう支援します。

#### ■ すこやか相談

成長発達の確認や育児不安の軽減につながるよう、健康相談を実施します。

#### ■ 予防接種事業（BCG、四種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん・風しん、ヒブ、肺炎球菌、水痘、B型肝炎）

予防接種法に基づく予防接種を実施し、乳幼児の疾病の予防を図ります。

#### ■ ことばの広場

健診後のフォローとして、個別指導を行い、健やかに過ごせるよう支援します。

#### ■ あそびの広場

健診後のフォローとして、小集団指導を行い、健やかに過ごせるよう支援します。

#### ■ 家庭訪問

それぞれの時期の発達・健康状態に応じ、家庭訪問による確認、相談を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

### (3) 小児医療の充実

夜間や休日等の時間や曜日に左右されることなく、子育て家庭が安心して医療を受けられる体制の整備に向けて、医療機関等との連携の強化を図ります。また、医療的支援を必要とする子どもへの適切な支援に努めます。

#### 【具体的な施策・取り組み】

- 乳幼児健診等での発育、発達のスクリーニングにより、必要に応じて適切な医療につながるよう支援します。
- 医療機関や訪問看護ステーション、通所施設との連携・調整を図ります。
- 町単独では整備できない救急医療の体制について、広域的な連携により確保します。

#### 【個別事業】

##### ■小児夜間急病センター事業（諏訪広域連合）

急病の子どもの夜間診療を、諏訪地区小児夜間急病センターにおいて行います。

##### ■休日急病当番運営事業（医療機関へ委託）

急病の休日診療を、病院・診療所において当番制で行います。





## 基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

### 【現状と課題】

就労形態やライフスタイルの多様化等に伴って、子育て支援サービスに対するニーズも多様化しつつあります。毎日の教育・保育だけでなく、長時間保育や一時預かり等によって、親の就労の都合等に合わせて子どもを預けることのできる環境を整備することが求められています。また、外国籍の子どもや帰国子女の子ども、障がいのある子ども、発達に不安があると周囲が考える子ども等、教育・保育事業等の利用において支援等を必要とする子どもについても、専門的な職員の配置等を通して、可能な限り受け入れることのできる体制を構築することが必要となっています。

安心して子どもを産み育てることのできる環境においては、子育てに関する悩みや不安、疑問に対応する相談体制及び情報提供体制が必要不可欠です。子育て家庭が抱える問題は、子どもの年齢や家庭の状況によって大きく異なるだけでなく、それぞれに多様化・複雑化しています。あらゆる相談内容にワンストップで対応できる窓口の整備や対応する職員の確保、専門性の向上等を推進することが求められています。また、子育てに関する正しい知識を普及し、必要としている人に必要な情報が届くよう、多様な媒体を用いた情報発信にも力を入れることが必要です。

子育て家庭が置かれている環境の変化に伴って、ひとり親家庭や養育能力に不安のある家庭等に関する問題が顕在化しています。虐待や貧困、障がいや発達への不安等によって何らかの社会的な支援を必要とする子どもも少なくなく、行政には、個々のケースに沿ったきめ細かな対応を図ることが求められています。生まれ育つ環境に影響されることなく、すべての「子どもの最善の利益」の確保がなされるよう、未然防止や早期発見、支援の充実に向けた体制整備が求められています。





## (1) 子ども・子育て支援サービスの充実

---

### ①教育・保育事業の充実

本町に暮らすすべての子どもが、希望する幼児期の学校教育・保育事業及び放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業を利用することができるよう、子育て支援サービスの質と量の確保及び向上に努めます。また、長時間保育や一時預かり等において、子育て家庭の多様化するニーズへの対応が可能な提供体制の整備を図ります。

#### 【具体的な施策・取り組み】

##### 保育環境の整備と保育サービスの充実

- 保育所の整備及び拡充に努めます。
- 多様な保育ニーズに配慮した保育サービスを推進します。
- 保育ニーズの的確な把握と施策検討改善の取り組みを行います。

##### 地域保育資源としての保育所の役割促進

- 育児相談事業を充実します。
- 育児実践交流・情報提供を促進します。

##### 放課後児童対策や週末活動対策の充実

- 学童クラブ事業を充実します。
- 学童クラブ等の週末事業を充実します。

##### 事業主に対する啓発活動

- 事業主に、子育て支援対策について積極的に働きかけます。

##### 保育サービスの質の向上

- 利用者が必要とする情報を提供します。
- 苦情等処理委員会に寄せられたご意見に対し適切な対応を実施します。
- 保育サービスの適切な評価制度を活用します。
- 職員の専門性を高める研修を行います。

##### 外国につながる子育て家庭への支援

- 外国籍の児童や帰国子女の児童の、教育・保育事業の円滑な利用を支援します。

### 【個別事業】

#### ■保育所運営

日中、勤務等により家庭での保育ができない保護者等に代わり、保育所で乳幼児を預かります。

#### ■長時間保育事業（延長保育事業）

通常保育時間のみでは対応できない保護者のために、保育時間を延長して預かります。

#### ■一時保育事業

保護者の継続的・短時間就労等や疾病、冠婚葬祭等の理由によって子どもの面倒をみられない場合、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどといった場合に、通常保育の対象とならない児童を保育所等で預かります。

#### ■未満児保育

0～2歳児について、日中、勤務等により家庭での保育ができない保護者等に代わり、保育所で乳幼児を預かります。

#### ■障がい児保育

保育所で障がいのある子どもの受け入れを行い、集団保育を通じた成長発達の促進を図ります。

#### ■土曜保育

保護者が土曜日に就業等の理由で子どもの面倒をみられない場合に、保育所等で預かります。

#### ■地域交流活動

保育所の行事等を通じて、地域の高齢者や福祉施設の子どものふれあい・交流を図ります。

#### ■学童クラブ

学校の放課後等において、保護者の就労等の理由により昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

#### ■外国につながる児童への支援

外国籍の児童や帰国子女の児童等が、教育・保育事業を円滑に利用することができるよう、窓口にて町国際交流協会等と連携しながら、教育・保育施設において言葉や文化の違いによる支障が生じないよう支援に取り組みます。また、保護者の家庭内における協力、子どもの保育所での意思表示のために習得が必要な言葉やジェスチャー等の具体的な事項のマニュアル化を検討します。

## ②地域型保育事業の充実

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等の特定地域型保育事業について、サービスの充実に努めるとともに、必要としている人の利用につながるよう周知を図ります。

### 【具体的な施策・取り組み】

#### 家庭を大切にして協力して子育てをするために

- 子どもと両親が一緒に過ごす時間を確保できるよう、努めます。
- 家族みんなで子育てをする気運を高めるよう、努めます。
- 祖父母との協力を推進していきます。

#### 子育て支援事業の充実

- 親子の遊び場と交流の場を確保します。
- 育児相談、電話相談等による育児不安軽減に向けた支援を行います。
- 子育てサークルや子育てふれあいセンター等での仲間づくりを支援します。

#### 地域で子どもを育てるために

- 親同士の交流の場の確保と支え合いを推進します。
- 地域の子どもと積極的にかかわり、気軽に声をかけるよう、努めます。
- 子どもが安全に過ごせるよう、地域全体で見守ります。
- 町社会福祉協議会や高齢者の方々、ボランティアの参画による、地域での支え合いを行います。
- 子育て支援に係る人材の育成を行います。
- 地域の伝統文化や地域行事等に参加し、顔見知りの輪を広げます。
- 児童相談所、保健センター、保育所、学校等や地域との連携とネットワークづくりに努めます。
- 地域で子育てに関わる活動を行っている団体「子育て支援団体ネットワーク会議」で情報の共有を行い、連携を強化していきます。

### 【個別事業】

#### ■子育てふれあいセンター事業の拡充

子育て中の親子が安心して過ごす場、子育て相談の場等として、子育てふれあいセンターを運営し、利用に向けた事業の周知を図ります。また、高齢者や地域の人たちとの交流を通じて、子育てを支援します。

#### ■子育てサークル等の拡充

親子を対象に、子育てに関わる活動を実施します。

#### ■子育て勉強会「だっこの会」活動の推進

保育園児、未就園児の母親同士で、子育てに関わる学習活動を行う「だっこの会」活動を推進し、母親の子育てにおける孤立感をやわらげるなど、子育てを支援する環境づくりに努めます。

## （２）子育て家庭への支援体制の充実

### ①各種相談機能・情報提供体制の充実

子育てに関連した、多岐に渡る悩みや不安への相談対応を通して、子育てに関する精神的負担の軽減を図るとともに、各種相談窓口が適切に利用されるよう体制整備に努めます。また、子育て家庭が必要な情報を得ることのできるよう、多様な媒体を活用した子育て情報の提供を図ります。

#### 【具体的な施策・取り組み】

- 専門機関への紹介、子どもたちへの「声かけ」や「対話」を通して、「相談」につなげる指導や、必要に応じた児童福祉施設への入所等の相談・支援事業を行います。
- 問題行動の早期発見や適切な助言、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めます。

#### 【個別事業】

##### ■児童虐待に関する相談

児童虐待の被害に遭ったり、児童虐待と思われる事例を目にしたりした際に相談を受け付け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

##### ■障がい児療育相談

障がいのある子どもの地域での生活を支援するため、本人または家族からの相談に対応します。

##### ■教育相談

幼児・児童・生徒及び保護者が抱える悩みや、いじめや不登校等の問題に対して相談に応じ、心の健康の維持・増進に努めます。

##### ■児童家庭相談

子育て全般、児童虐待、保育所や学校のこと、不登校等子どもに関わる相談を児童家庭相談員による面接や電話で受け付けます。

##### ■家庭訪問（再掲）

それぞれの時期の発達・健康状態に応じ、家庭訪問による確認、相談を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

##### ■子育て世代包括支援センターの運営

子育てに関する多様な相談内容に1箇所に対応することが可能な子育て世代包括支援センターについて整備を進め、相談対応を行う職員を配置します。また、対応する職員の専門性の向上を図ります。

##### ■子育てガイドブックの配布・周知事業

子育てに役立つ情報や相談先を掲載した子育てガイドブックの配布及び周知に取り組み、様々な用途で活用されるよう努め、子育て支援につなげます。

##### ■放課後各種事業とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携

放課後における児童活動の様子等を各種児童支援の専門家と共有し、児童にとって必要な支援を検討しやすくする場を設けます。

## ②子育て家庭への経済的支援の推進

アンケート結果においても、生活の状況について、「ゆとりがない」と回答した保護者の割合が「ゆとりがある」と回答した保護者の割合を上回っています。子育て家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助や児童手当の支給、医療費助成等を行います。また、これらの経済的支援の適正な利用に向けた啓発を図ります。

### 【具体的な施策・取り組み】

- 乳幼児等の医療費助成、保育料等の負担軽減に係る情報提供等をはじめ、各種制度を実施します。
- 児童手当を支給します。
- 子育てに関わる社会保障制度を充実します。



## 【個別事業】

### ■児童手当

児童手当法に基づき、次世代を担う子どもの成長及び発達に資することを目的に支給されます。

### ■保育料負担の軽減

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、保育料を国の徴収金基準額より低額に設定します。

### ■乳幼児等医療費助成

乳幼児等に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

### ■私学助成事業

幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を助成します。

### ■就学援助事業

学校教育法第25条に基づき、経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学することが困難な児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

### ■奨学金貸与事業

向学心を有しているにもかかわらず、経済的事情により、高等学校や大学等への就学が困難な子どもを対象に、奨学金の貸与を行います。

### ■「下諏訪町こども未来基金」を活用した奨学金の給付事業

高い向学心を持ちながら、国、県及び各種財団法人等の支援の対象とならず、高等学校・大学等の高等教育機関就学が困難な状況にある方を対象に「下諏訪町こども未来基金」より、返済不要の奨学金を給付します。

### ■誕生祝金支給事業

次世代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、これからの健やかな成長を願って、子育て支援を目的に誕生祝金を支給します。

### ■子育て応援カード事業（町・県）

子育てを行う保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、地域社会において子育てを支援します。今後は、新規登録事業者の募集とサービス内容の充実に努めます。

### ■病児・病後児保育補助金交付事業

諏訪地域の公立病児・病後児施設を利用する子育て家庭の経済的負担を軽減し、健康の保持と増進を図ることを目的に、施設利用料を助成します。

### ■ファミリー・サポート事業

育児の手助けができる人（援助会員）と育児の手助けが必要な人（依頼会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け（援助活動）を行う援助会員を紹介します。

### ■ブックスタート事業（ファーストブック、セカンドブック）

絵本を介して親子のコミュニケーション及び望ましい親子関係が育まれるよう、赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントします。

### (3) 要保護児童への支援体制の充実

---

#### ①ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てに関する不安を抱えやすく、また、経済的困窮のリスクも高まりやすいとされます。経済的支援だけでなく、就労支援や地域との交流機会の提供等を併せて推進することで、ひとり親家庭でも安心して子育てができる環境の整備を図ります。

#### 【具体的な施策・取り組み】

##### 就労の支援

- 母子・父子家庭を対象とした各種技術取得を支援します。
- ハローワーク等と連携しながら、就労に関する情報を提供します。

##### 子育て支援事業の充実

- 同じ環境の親同士の交流を図る等の機会を設け、悩みや不安を話し合える仲間づくりを行います。
- 福祉施策の充実・関係機関との連携を行います。

##### 地域等の協力

- 子育て情報の交換や提供の機会を設けます。
- 子どもが安全に過ごせるよう、地域全体で見守ります。



### 【個別事業】

#### ■児童扶養手当給付事業

児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。児童が満18歳に到達した年度末まで支給します。

#### ■福祉医療費助成

ひとり親家庭等の母親と子ども、父親と子ども、父母のいない子どもに対し、医療費の一部を助成します。

#### ■ひとり親世帯等の児童激励金

ひとり親世帯等の児童が健全に育成されるように激励するため、年金「激励金」を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

#### ■ひとり親家庭日常生活支援事業

母子・父子家庭及び寡婦が、自立促進のために必要な事由や疾病等により、一時的に生活援助が必要となった場合に、その生活を支援する者を派遣し、生活の安定を図ります。

##### 【母子生活支援施設の利用】

生活上の様々な問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、母親と子どもが一緒に利用できます。

#### ■女性保護事業（相談等）

諸問題について、相談センターまたは福祉事務所の相談員による相談対応及び助言を実施します。

#### ■女性保護事業（一時保護）

県の一時保護施設で、DV被害者等の一次的な保護を行います。

#### ■女性保護事業（施設入所）

長期入所が必要な場合は、保護施設への入所切替、自立に向けて支援します。

#### ■DV被害者緊急避難支援事業

DV被害者が緊急に避難する必要がある場合等に、県が確保した身近で安全な施設への短期避難を行います。（概ね5日以内）

#### ■母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉を推進することを目的として、必要な資金を貸し付けます。



## ②発達の遅れや障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもだけでなく、心身の発達が気になる子どもやその親への支援も併せて充実させることが求められています。第3期下諏訪町障がい者計画との整合を図るため、担当部局との連携により障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、相談支援体制の充実や必要としている福祉サービスへとつなげるための支援を推進します。

### 【具体的な施策・取り組み】

#### 相談支援体制の充実

- 乳児健診等を通して、発達の遅れや障がいの早期発見に努めます。
- 専門医等による療育相談を実施します。
- 療育教室を開催します。
- 関係機関の連携による一体的な支援体制の確立に努めます。

#### 福祉事業の充実

- 各種制度の充実と情報提供を行います。
- 社会参加や自立に向けた取り組みの啓発と支援を行います。

#### 児童虐待の防止

- 悩みや不安を話せる相談体制を充実します。
- 関係機関の連携により支援します。

## 【個別事業】

### ■ 幼児検診

発達障がい等の障がいを早期に発見するため、幼児検診を実施します。

### ■ 児童発達支援

心身の発達に不安のある子どもや、その家族に対する支援を行う身近な療育の場を提供し、生活習慣の定着・向上や集団適応への支援を行います。

### ■ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、自立を支援します。また、放課後等の居場所づくりを促進します。

### ■ 保育所等訪問支援

保育所を現在利用中、または今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、療育の専門家等が保育所等を訪問して集団生活への適応のための支援を行います。

### ■ 障がい児療育支援

在宅の障がいのある子どもの生活を支援するため、相談対応や療育指導を行うとともに、各種福祉サービスの提供や調整を行います。

### ■ 障がい児療育相談（再掲）

障がいのある子どもの地域での生活を支援するため、本人または家族からの相談に対応します。

### ■ 障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳未満の重度障がい児（病院又は診療所に継続して3か月以上入院している方を除く）に、手当を支給します。

### ■ 特別児童扶養手当

重度若しくは中程度の身体障がいまたは知的障がい、精神障がいがある20歳未満の児童を監護している父若しくは母または養育者に支給します。

### ■ 日常生活用具給付

日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

### ■ 障がい児保育（再掲）

保育所で障がいのある子どもの受け入れを行い、集団保育を通じた成長発達の促進を図ります。また、担当保健師及び保育アドバイザーの保育所への配置を通して、障がい児保育体制の充実を図ります。

### ■ 療育コーディネーターの配置

障がいのある子どもの発達や育ち、福祉サービスの利用等に関する相談を保護者から受け、関係機関につなげる役割を持つ療育コーディネーター等の専門員の配置を通じて、専門的な相談に対応できる体制を整備します。

### ■ せせらぎ園（発達支援通園訓練施設）

せせらぎ園（発達支援通園訓練施設）にて、低年齢層の障がいのある子どもや、発達の支援を必要とする子どもに対し、心身発達のための保育、訓練及び親子の関係の形成を援助するための指導を行います。

■言語障害児等通所訓練施設（おはなしの広場）

ことばの発達等に不安のある園児や保護者への指導を行います。

■障がい児学童保育

学童クラブで障がいのある子どもの受け入れを行い、保護者との相談を行いながら個別保育を通じた成長発達の促進を図ります。

■障がい児教育の充実

心身に障がいのある幼児・児童・生徒に適切な支援をし、可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談・指導を実施します。

■保育アドバイザーの運用

現在、町内の保育所に、保育キャリアの長い退職後の保育士をアドバイザーとして設置し、保育の質の向上に努めています。今後は、国の考える各園巡回型の幼児教育アドバイザー制度の導入について検討を行います。

■医療的ケアを必要とする児童への支援

現在、各保育所専属の保健師を配置しています。医療的な対応が必要な児童の状況と保育所の環境を勘案しながら、安全な受け入れが可能かどうかの検討を行うとともに、より柔軟な受け入れが可能になるよう、体制の整備に努めます。



### ③児童虐待防止への支援

児童虐待が発生する要因として、産後うつや育児に対する不安・ストレス、養育環境における諸問題等が挙げられます。虐待の予防と早期発見に向けて、相談対応や訪問、関係機関との連携強化等を通じた妊娠・出産期からの切れ目のない支援に取り組みます。

#### 【具体的な施策・取り組み】

- 増加する虐待問題に対応するため、「子ども人権ネットワーク会議」での取り組みを行います。
- 子どもの虐待に気づいたら、地域・行政が連携をとり、虐待防止に努めます。
- 「子どもは地域の宝」という認識と「下諏訪町に生まれてくれてありがとう」という気持ちを込めて、地域全体で子育て家庭を支援します。
- 協賛事業所(店舗等)に提示することにより、協賛事業所独自のサービスが受けられる「子育て応援カード」、「誕生祝金」等を携えて地域の民生委員・児童委員が子どもの誕生した家庭を訪問し、直接手渡すことにより、委員と保護者が顔なじみになることで、気軽に子育て等の悩みや不安の相談できる体制づくりを進めます。

#### 【個別事業】

##### ■新生児家庭訪問

赤ちゃんの生まれた家庭、産婦の家庭を助産師・保健師が訪問し、育児や産後の体と心の悩みや不安等の相談対応や赤ちゃんの健康状態の確認、子育て支援に関する情報提供を行います。

##### ■家庭訪問（再掲）

それぞれの時期の発達・健康状態に応じ、家庭訪問による確認、相談を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

##### ■児童虐待に関する相談（再掲）

児童虐待の被害に遭ったり、児童虐待と思われる事例を目にしたりした際に相談を受け付け、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

##### ■しもすわ子ども人権ネットワーク会議

社会における様々な分野が相互に連携し、子どもの人権や命の保護に取り組むとともに、虐待対応に係る個別ケース検討会議を実施し、早期対応を図ります。

##### ■児童虐待に関するケース会議

地域における児童虐待のケースまたは虐待の恐れのあるケースを個別に検証し、関連機関と連携して迅速に必要な支援を行います。

##### ■子育てガイドブックの配布・周知事業（再掲）

子育てに役立つ情報や相談先を掲載した子育てガイドブックの配布及び周知に取り組み、児童虐待の原因になり得る子育ての不安や悩み、ストレス軽減につなげます。

#### ④子どもの貧困対策に向けた取り組みの展開

国の『子供の貧困対策に関する大綱』において、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」の4点が、子どもの貧困対策における重点施策として示されています。「貧困の連鎖」によって、子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、関係機関との連携を含めた、包括的な支援策を展開します。

##### 【具体的な施策・取り組み】

- 貧困状態にある子育て家庭に関する情報の把握を図ります。
- 貧困によって十分な教育を受ける機会が失われることのないよう、就学支援や教育機会の提供に努めます。
- 子どもとその保護者の生活の安定に向けて、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を図ります。
- 就労支援等を通して、子どもの貧困世帯の経済的安定が確保されるよう支援します。
- 各種経済的支援に係る福祉サービスを実施するとともに、各種サービスの適正な利用に向けた啓発を図ります。
- 食材の寄附または学習指導を提供したいと考える方と、児童支援事業実施を希望する団体をつなげ、困難な状況にある児童の家庭機能の補完に努めます。

##### 【個別事業】

###### ■ 幼児教育・保育の無償化

家庭の経済状況に左右されることなく、すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられることができるよう、令和元年10月から開始している幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

###### ■ 就学援助事業（再掲）

学校教育法第25条に基づき、経済的理由により、義務教育である小学校及び中学校に就学することが困難な児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行います。

###### ■ 生活困窮世帯等の進学費用等の負担軽減

町社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付事業により、低所得者世帯の子どもが高等学校や大学等に進学するための入学金・授業料等の貸付を行います。

###### ■ すこやか相談（再掲）

成長発達の確認や育児不安の軽減につながるよう、健康相談を実施します。

###### ■ 家庭訪問（再掲）

それぞれの時期の発達・健康状態に応じ、家庭訪問による確認、相談を行い、健やかに過ごせるよう、支援します。

###### ■ 生活困窮者自立支援

県の生活就労支援センター（「まいさぼ」）と連携し、相談支援や就労支援、家計支援等を行います。また、支援が必要な子どもや世帯の把握に努め、関係機関と連携しながら、家庭訪問（アウトリーチ）による個別支援を行います。

■奨学金貸与事業（再掲）

向学心を有しているにもかかわらず、経済的事情により、高等学校や大学等への就学が困難な子どもを対象に、奨学金の貸与を行います。

■「下諏訪町子ども未来基金」を活用した奨学金の給付事業（再掲）

高い向学心を持ちながら、国、県及び各種財団法人等の支援の対象とならず、高等学校・大学等の高等教育機関就学が困難な状況にある方に対し「下諏訪町子ども未来基金」より、返済不要の奨学金を給付します。

■「こどもらんど事業」及び「こどもの居場所づくり事業」の運営補助

食事提供を含む、含まないにかかわらず児童の居場所開設をおこなった団体へ、「下諏訪町子ども未来基金」より補助を実施します。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭における保育が一時的に困難となった子どもの生活を確保するため、児童養護施設等で必要と認める短期間の養育・保護を行います。

■児童の居場所づくり推進員会による「みんなの遊び場」（再掲）

地域ボランティアの参加と協力のもと、カレー会等のイベントでの食事提供を通し、みんなと食べる楽しさを知る機会が得られるよう、取り組みます。

■保護者の就労支援

貧困世帯の保護者に対して、ハローワーク等と連携した就労に関する支援を行います。

■児童手当（再掲）

児童手当法に基づき、次世代を担う子どもの成長及び発達に資することを目的に支給されます。

■乳幼児等医療費助成（再掲）

乳幼児等に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

■私学助成事業（再掲）

幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を助成します。

## 基本目標3 次世代を担う心身ともにたくましい人づくり

### 【現状と課題】

子どもは次世代を担い、新たな活力を生み出していくかけがえのない存在です。子どもは、家庭から教育・保育施設、学校、地域、社会と徐々に活動範囲を広げていくなかで、将来社会で必要となる能力や意識を身につけていきます。そのため、それぞれの段階において、子どもの健やかな成長に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

子どもは将来の地域を支える存在であるため、地域として子どもを健全に育てるという意識を地域全体で高揚させることが重要です。本町に住むからこそ得ることのできる様々な体験機会や地域の人々との交流機会を提供することで、地域に対する愛着を持った豊かな心が醸成されるよう、その成長を温かく見守っていく必要があります。

子どもの教育と人格形成において大きな役割を担う学校教育の場は、学問的な知識だけでなく、集団生活や社会のルール等、社会の一員として責務を果たすために必要となる能力を学ぶ場でもあります。子どもたちの社会的自立を推進する上でも、様々な分野から学校での教育内容を充実させることが必要不可欠となっています。また、学校での教育のみならず、学校外での教育や体験活動、スポーツ活動等にも力を入れることで、地域で行うことのできる教育の質を向上させることも重要です。

こうした取り組みを通して子どもの成長を支援していくとともに、成長段階にある子どものこころを支えることも必要となります。飲酒・喫煙、薬物乱用等の非行、望まぬ妊娠や性感染症、交友関係、進路に関する悩み、いじめ、不登校や引きこもり等、思春期特有の問題は多岐に渡ります。こうした問題から子どもを守るために、家族や学校関係者に限らない相談窓口の整備や、思春期に必要な健康教育や性教育等の啓発を推進することが求められています。





## （１）地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

---

子どもが心身ともにたくましく健やかに成長するよう、本町が有している伝統的な文化や幅広い人材等の地域資源を活用して、様々な体験機会や交流機会を提供していきます。また、子どもの地域活動への参加を促進するとともに、地域の子どもの成長を支える組織の機能強化を図ります。

### 【具体的な施策・取り組み】

#### 実体験を通じて「生きる力」を培う

- ふるさとの自然・歴史・伝統資源等を活用した学習会を行います。
- 勤労体験やボランティア活動を推進します。
- 子ども自らの児童活動を推進します。

#### 世代間交流で心豊かな感性を育む

- 地域の人たちや高齢者等の豊富な知識、知恵、経験等を学ぶ機会を提供します。
- 人のやさしさや思いやりなどの、人権を尊重する心を養います。

#### 指導者の確保、活動の場の提供

- 体験活動を支え、進めるための幅広い人材の発掘と確保に努めます。
- 自ら進んで参加したいと思う魅力ある企画・立案を行います。
- 地域の活動資源の開拓と整備を促進します。

#### 自律・自立した生活習慣の確立

- 家族の一員として、家庭の中での役割をもつことを勧めます。
- 家庭の中で、お互いの人格を認め合い、助け合うよう啓発します。
- 生活のリズムを整え、生活習慣を会得するよう啓発します。

#### 地域の子ども組織の育成

- 青少年健全育成団体等の地域の子ども組織を活性化し、子ども主体の運営を進める研修会を開催したり、情報を提供したりします。

#### 地域活動への積極参加を促す

- 子ども意見を取り入れた地域活動の企画・立案を行います。
- 地域の歴史、文化、伝統を維持する活動への理解と意義を深める学習機会を提供します。
- ふるさとの良さを学び、生かす機会を提供します。
- 各コミュニティスクールにおいて、子どもたちと地域行事をつなぐ役割を果たします。

#### 国際感覚を身につける

- 国際化社会に対応し、異文化への理解を深め、国際的な視野を広めます。



**【個別事業】****■世代間交流事業**

異なる世代との交流を通じて、高齢者のもつ知識を学んだり、思いやりの心を養ったりする機会を提供します。

**■異文化交流事業**

異文化への関心を高めながら国際的感覚が身につくよう、保育所の児童（年長・年中児）を対象に、えいごあそびの中で外国人とふれあう機会を提供します。

**■地域連携事業**

児童及び生徒の交流や育成、地域との連携や地域交流の活性化につなげる活動を通じて、青少年の健全な育成を推進します。

**■中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実**

乳幼児とふれあう機会を増やすことで、次代の親となるための体験機会を提供し、子どもを産み育てることの重要性について啓発します。

**■保育施設等における中高生の職場体験の受け入れの推進**

学校や町社会福祉協議会のコーディネートにより、職場体験を行いたい生徒を保育所や図書館、学童クラブ等で受け入れることにより、将来の職業について考える機会を提供します。

**■青少年指導者のI・O・Tに関する知識を高める機会の充実**

P T Aや各区青少年育成会の指導者に対し、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等の適正利用等について、青少年の感覚に近い視野を持てるような学習を推進します。また、コンピューター、スマートフォンに留まらず、ネットワークにつながりうる機器と青少年との関わりについて、適切な知識を身につけ、時代に即した見守りの体制づくりを推進します。

**■学校運営委員会及び信州型コミュニティスクール活動への参画**

本町では、地域ボランティアの参画に基づく学校運営委員会の取り組みを核とし、地域に開かれた学校としての「なぎがまコミュニティスクール」（下諏訪中学校・南小学校）、「ノース下諏訪ネットワーク」（社中学校・北小学校）の、「信州型コミュニティスクール」が設置されています。

本町としても公民館主事の地域連携への協力、学校運営委員会への補助等を継続し、活動に参画していきたいと考えます。

**下諏訪町コミュニティスクールの活動について**

地域と学校との取り組みは平成20年度に、社中学校・北小学校区に文部科学省認定の学校地域支援本部「ノース下諏訪ネットワーク」が立ち上がったことから始まります。

平成27年度からは下諏訪中学校、南小学校区に「なぎがまコミュニティスクール」、既存の「ノース下諏訪ネットワーク」を2つのコミュニティスクールとして立ち上げました。

各コミュニティスクールでは、学習支援をはじめ、読み聞かせボランティアの皆さんによる読書支援、交通安全教育の支援、環境整備支援等に取り組む学校支援部、小中学生の皆さんが防災訓練や、地域行事の中で学ぶ機会を作る地域連携部、取り組みを広げる広報部が組織され、日々活動が行われています。

## （２）家庭や地域の教育力の向上への支援

---

施設の開放や遊び場の整備等による地域における子どもの居場所づくりを推進し、学校外における子どもの学習機会や体験機会の創出を図ります。また、地域全体で子どもの成長を見守るための啓発を図ります。

### 【具体的な施策・取り組み】

#### 地域に子どもの居場所をつくろう

- 学校の体育施設、図書館、余裕教室等を開放します。
- 各区の分館の協力により身近な地区公民館等の開放や遊び場を整備します。
- 子どもを主体とした公民館活動を推進します。
- 学童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供の実施を推進します。

#### 地域の子どもをみんなで温かく見守ろう

- 地域の子どもと積極的にかかわり、気軽に声をかけるよう、努めます。
- 地域の伝統文化や地域行事等を子どもたちに伝承します。
- 地域の子どもは地域で育てるという意識の啓蒙を行います。
- 高齢者や地域の人たちと子どものふれあいの場を提供します。

#### 安心安全な施設の拡充

- 地域の子育て支援機能を整備し、支援体制の充実強化を図ります。

**【個別事業】****■スポーツ団体の活動支援**

スポーツを通じて、子どもの心身の健やかな成長と交流を促進するため、子どもたちが所属するスポーツ団体の活動を支援します。

**■こども未来バスの活用**

図書館・あすなる公園に来た子どもが自由に使えるスペースを提供します。また、バスを使つての乗り物お話し会等を企画し、読書を推進します。

**■児童の居場所づくり推進員会による「みんなの遊び場」**

地域住民の参加と協力のもと、砥川等自然の中での遊びや理科の知識と遊びを結び付けた「科学遊び」等の活動を通し、子どもが安心して集える安全な居場所づくりを推進します。

**■学童クラブ（再掲）**

学校の放課後等において、保護者の就労等の理由により、昼間家庭にいない小学校の児童等を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

**■放課後子ども教室**

小学校の放課後、児童が安心・安全に過ごせる居場所を設け、地域住民とともに子どもたちの要望を取り入れながら運動やものづくり、伝統、文化に触れる活動を行うことで、児童の健全育成に努めます。また、運営ボランティアスタッフの高齢化の問題等に直面している現状を踏まえ、スタッフの確保に向けて、メディア等を活用した事業周知に取り組みます。

**■スポーツ体験**

多様なスポーツを体験することにより、子どもがスポーツに興味を持ち、習慣化され、体力向上へとつながっていくことを目指して、各種スポーツの体験会等を企画・実施します。

**■スマイル教室（中間教室）の開設**

学校へ登校することに負担を感じている生徒を対象に、町立図書館の一室にて中間教室指導員による集団適応指導、学習指導、教育相談を受ける中で、学校復帰を目指します。

### （3）魅力ある学校教育の推進

---

学校での教育内容における地域の人材・資源の活用や、様々な体験機会の充実等を通して、魅力的な教育プログラムの作成を図ります。また、こうした教育の実施に向けて、教職員の資質の向上を図ります。

#### 【具体的な施策・取り組み】

- 地域の人材の活用、校外学習を実践します。
- 作業体験、就職体験、自然体験、文化体験の機会を設けます。
- 教育目標の達成に努めます。
- 生徒の培った良い校風を伝承していきます。

#### 【個別事業】

##### ■地域と学校の連携

地域のボランティアと連携した学習支援や、伝統文化の継承に向けた教育活動を推進します。

##### ■給食での地元食材の活用

地産地消の観点から地元食材の提供可能なものについては、積極的に使用します。

##### ■教育内容の充実

善悪の判断や社会的規範等の心の教育を充実させ、基礎的・基本的な内容の定着を図る学力向上と、地域の文化・歴史・自然等を活用した特色ある教育に取り組みます。

##### ■教職員の資質向上

教職員の実践的指導力の向上を図る各種研修の充実に努めます。

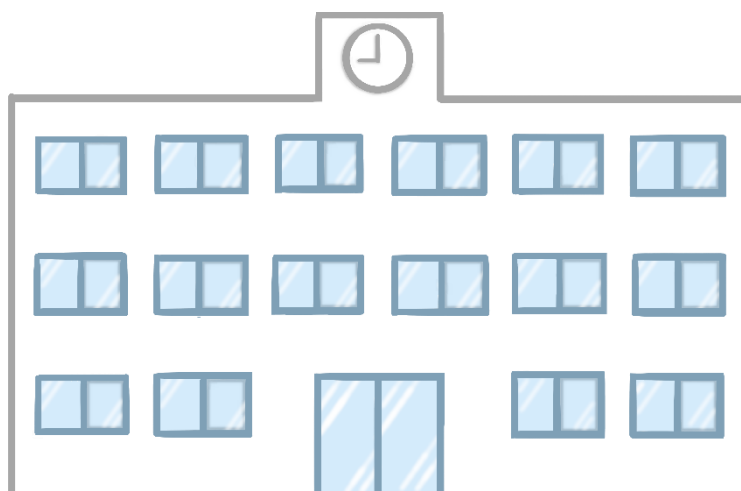
##### ■教育相談（再掲）

幼児・児童・生徒及び保護者が抱える悩みや、いじめや不登校等の問題に対して相談に応じ、心の健康の維持・増進に努めます。

【資料】 将来の小学校児童数の推計について (単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
小学校児童数 合計 (人)		846	803	782	777	757
1年生 (人)	南小学校	102	85	84	93	74
	北小学校	42	32	35	50	29
2年生 (人)	南小学校	95	102	85	84	93
	北小学校	36	42	32	35	50
3年生 (人)	南小学校	82	95	102	85	84
	北小学校	41	36	42	32	35
4年生 (人)	南小学校	113	82	95	102	85
	北小学校	35	41	36	42	32
5年生 (人)	南小学校	94	113	82	95	102
	北小学校	46	35	41	36	42
6年生 (人)	南小学校	103	94	113	82	95
	北小学校	57	46	35	41	36

※令和元年5月1日時点において、住民登録のある未就学児及び就学児がそのまま在住するものとして推計したもの。



## （4）思春期の心と身体健康づくり

思春期特有の問題に対処し子どもの心と身体健康を確保するため、保健指導や教育・啓発の充実、第三者による相談・カウンセリング体制の整備を図ります。また、規則正しい生活習慣の形成を推進します。

### 【具体的な施策・取り組み】

#### 思春期保健の充実

- 思春期の保健指導や教育の充実を図り、性や性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。
- 喫煙、飲酒、薬物の乱用等の防止に向けた指導や教育を行います。

#### 豊かな家庭生活の創造

- 望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成を行います。
- 家族みんなで支え合う子育てを推進します。
- 早寝早起きなどの習慣づくりを推進します。
- 子どもを含めた近所付き合いを推進します。

#### 相談体制の充実

- 各種相談及びカウンセリングに対応する体制の整備を図ります。

### 【個別事業】

#### ■なんでも相談室設置事業

思春期の児童が多岐に渡る悩みを気軽に話せ、不安やストレスを和らげることのできる相談室を設置し、相談対応を行います。

#### ■心の教室相談事業

思春期の子どもが抱える心の悩みを気軽に相談できる場として、心の教室相談員を各学校に配置します。

#### ■町内一斉家庭読書の日

子どもたちが心豊かに育つよう、毎月第2日曜日を「町内一斉家庭読書の日」と定め、読書の大切さについての啓発を行います。

#### ■生活リズム改善推進リーフレットの作成・配布

生活習慣についての正しい知識について啓発するリーフレットを作成し、児童に配布します。また、毎年児童に対し、リーフレットの内容に関する達成度アンケートを実施し、児童の状況に即した内容の見直しに努めます。

#### ■性に関する啓発等の教育

性に関する諸問題について、学校や地域での啓発に努めます。

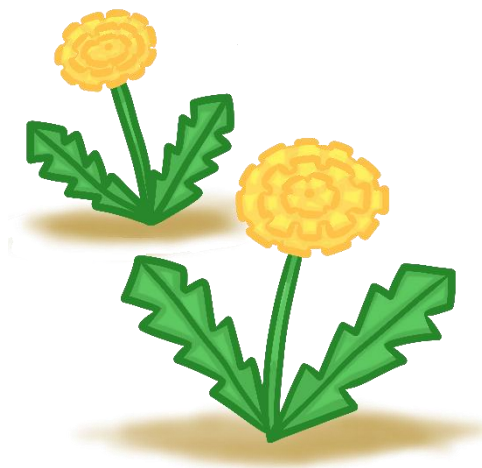
## 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

### 【現状と課題】

子どもの健全な育成において、生活環境を整備することは大きな影響を与えます。子どもに運動や学習の機会を提供する公園や教育施設、学習施設を充実させることは、子どもの外出を促進し、心身両面における豊かな成長につながります。今後も地域で質の高い生活を送ることができるよう順次整備を進め、子育て家庭の生活環境がより快適になるように努めていきます。

同様に、すべての子どもの安心かつ安全な成長を実現する上で、地域全体で子どもを見守る体制を構築することも非常に重要です。定期的な町内パトロールの実施や危険箇所の把握・解消、交通安全の啓発等を推進することで防犯意識を高め、子どもの安全対策を一層充実させることが求められています。また、こうした安全なまちづくりを推進するにあたって、様々な主体との連携・協力体制を強化することも必要となっています。

近年では、女性の社会進出等によって共働き家庭が一般化しています。それに伴って、仕事が忙しいことで子どもと過ごす時間が減ったり、職場において子育てへの理解が得られなかったりする等、新たな課題も発生しています。また、依然として子育てや家事は母親の仕事であると捉える傾向もあります。夫婦で相互に協力しながら子育てを行うことのできる社会環境の構築に向けて、家庭内の役割分担の解消や「働き方改革」も踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画意識の醸成等による子育てと仕事の両立への支援が求められています。



## （１）快適な生活環境の整備

---

子どもたちの学びや遊びに関連した施設・設備の整備・充実や、青少年の成長において好ましくない要素の監視・浄化を通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長することのできる環境の整備を図ります。

### 【具体的な施策・取り組み】

- 子どもたちが参加しやすいイベント等を企画します。
- 子どもたちが過ごす場所の整備を推進します。
- 地域の住民同士の助け合い、支え合いを推進します。
- 地域ぐるみ子どもへの声かけ、見守りを行います。
- 有害自販機等、青少年に好ましくない環境の浄化に努めます。

### 【個別事業】

#### ■空き家バンク情報の活用

子どもとその家族が安心して生活できる場の確保のために、空き家バンク情報の有効な活用に努めます。

#### ■公園緑地・児童遊園地の整備

子どもたちが利用しやすく、楽しく過ごすことのできる、また、幅広い年齢層に対応できる公園や児童遊園地の整備を行っていくとともに、各地区のニーズの吸い上げを図ります。

#### ■児童遊園地の遊具整備補助

安全面や衛生面の問題により、児童遊園地内の遊具の修繕及び砂場の砂入れ替えが必要な場合等、定期的な検査を実施することで、町内会に整備の呼びかけ及び補助を行います。

#### ■教育施設・設備の整備及び充実

充実した教育活動が展開できるよう、教育施設・設備の整備・充実に努めます。また、障がいのある子どもが安心して教育・保育を受けることができるよう、必要に応じた施設等の整備に努めます。

#### ■環境の浄化活動

夜間パトロール等を実施し、子どもの生活環境の浄化を図ります。



## (2) 子どもの安心・安全の確保

---

子どもを交通事故や犯罪から守るため、交通安全や防犯に向けた啓発を行います。また、学校や警察、地域住民等と連携し、危険箇所の把握・解消や街頭パトロール等に取り組むことで、地域全体で子どもの健全な成長を見守る体制の構築を図ります。

### 【具体的な施策・取り組み】

- 子育ての相談や講座を充実します。
- 親同士の交流、仲間づくりを進めるため、ふれあい事業等を実施します。
- 地域の行事への積極的な参加を推進します。
- 子どもの権利条約の周知活動を行います。
- 居住地域で家族を通じた交流を促進します。
- 必要な相談機関、人材、チームを紹介します。
- 公的機関において情報の共有を図ります。
- 学校生活での必要な交流と観察を行います。
- 地域における防犯活動の啓発と強化に努めます。
- 地域における交通安全の啓発と強化に努めます。
- 地域ぐるみの子どもへの声かけや見守りを行い、居住地域の安全点検活動を推進します。
- 防犯施設の住民管理と補助金制度の充実に努めます。

### 【個別事業】

#### ■児童家庭相談（再掲）

子育て全般、児童虐待、保育所や学校のこと、不登校等子どもに関わる相談を児童家庭相談員による面接や電話で受け付けます。

#### ■青少年健全育成事業

下諏訪町青少年健全育成協議会や地域の関係団体と連携して、「子育て支援講演会」や「ジュニアリーダー研修会」、街頭でのあいさつ運動等を実施し、青少年の健全育成及び非行防止に努めます。

#### ■交通安全教室

警察、交通安全推進協議会等の協力を得て、交通ルールを学ぶ機会を設けます。

#### ■避難訓練教室

災害発生時における避難経路等の確認のために、定期的に避難訓練を実施します。

#### ■交通安全設備の整備

カーブミラーやガードレールの設置等、危険な箇所を優先的に整備していきます。

#### ■防犯体制の整備

児童、生徒等の安全の確保のため、地域住民や関連機関との連携をとりながら、防犯体制の整備に努めます。

#### ■防犯灯整備・設置促進

地域の安全を確保し、安心して暮らせる地域の実現を目指すため、各町内会に防犯灯設置の呼びかけを行い、設置費用の一部補助を行います。

#### ■街頭補導事業

少年の非行防止を目的として、年間を通して街頭補導を実施します。

#### ■地域安全パトロール

子どもを事故や犯罪から守るためのパトロール活動を、地域住民と連携して実施します。

#### ■地域との連携、保育所・小学校・中学校の連携

地域や家庭と連携・協力し、開かれた学校づくりを一層促進するとともに、保育所・小学校・中学校が一貫した教育を提供できるよう、施設間の連携を強化します。

### （3）子育てと仕事の両立への支援

父親の家事や子育てへの参加の促進や、育児に関する学習機会の提供等による男女共同参画に関する意識啓発を推進し、子育てにおいて父親と母親が相互に協力できる環境づくりを図ります。また、職場の環境整備の促進を図ることで、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの向上を支援します。

#### 【具体的な施策・取り組み】

##### 男女共同参画社会推進のための啓発

- 家事や子育てに対する男性の意識を高めます。
- 様々な機会を利用した啓発や、父親向けの子育て講座、男女共同参画セミナー等を実施します。

##### 子ども・子育てに関する講座の開設

- 家庭の子育て力の向上及び父親の子育て参加を促進します。
- 親同士の交流・仲間づくり等を通して、子育て情報の交換の機会を設けます。
- 子育て講座等の開設や親子ふれあい事業等の充実を図ります。

#### 【個別事業】

##### ■「働き方の見直し」セミナー等の開催

ワーク・ライフ・バランスや、「働き方改革」についての啓発を行う機会の実施を検討します。

##### ■就労支援制度の普及啓発

子育て家庭の職場復帰を支援する各種制度等の普及啓発を図ります。

##### ■男女共同参画セミナーの開催

男女が協力して子育てを行うことの必要性について啓発するため、男女共同参画社会の実現に向けて実施する男女共同参画セミナーにおいて、子育てをテーマに扱った講演の実施を検討します。



## 第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の内容」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域」を設定することが求められています。

教育・保育提供区域の設定においては、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況、利用状況等を総合的に勘案する必要があります。

これらの考え方のもとで、児童人口の将来推計や第1期計画期間の利用実績、ニーズ調査等から算出されたニーズ量等を考慮した結果、下諏訪町では、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を町内全域（1区域）に設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、小学校区別に実施しているため、小学校区（2区域）を提供区域として設定します。

なお、このようにそれぞれの提供区域を定めながらも、ニーズや利用状況の変化等を勘案しながら、適切な対応を図っていきます。

教育・保育提供区域  
地域子ども・子育て支援事業提供区域

**下諏訪町内全域（1区域）**

（ただし、学童クラブのみ各小学校区による2区域）

## 2 幼児期の学校教育・保育事業

### 【量の見込み設定についての考え方】

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等を通して把握した利用希望を踏まえて、小学校就学前の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を勘案し、認定区分ごとに計画期間における幼児期の学校教育・保育施設、サービスの量の見込み（必要利用定員総数）と、それに対応する確保の方策を定めます。

### 【認定区分】

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、児童の年齢や保育の必要性の有無を考慮して以下の3区分に認定し、学校教育・保育を提供する仕組みとなっています。

区 分	年 齢	保育の必要性	利用が可能な施設
1号	3～5歳児	なし	幼稚園・認定こども園
2号		あり	保育所・認定こども園 (幼稚園利用も可能)
3号	0～2歳児		

### 【教育・保育の確保内容（施設及び事業）】

区 分	利用施設・事業
特定教育・保育施設	施設型給付を受ける教育・保育施設 ○幼稚園 ○保育所 ○認定こども園
確認を受けない幼稚園	施設型給付を受けない幼稚園 (旧制度下で運営されている幼稚園)
特定地域型保育事業	地域型保育給付を受ける地域型保育事業 ○小規模保育（定員6人以上19人以下のもの） ○家庭的保育（定員5人以下のもの） ○居宅訪問型保育 ○事業所内保育

**（1）教育事業《1号認定・2号認定（教育）》**

**【対象】**

- ・保育の必要性がない3～5歳児の児童
- ・保育の必要性がある3～5歳児の児童のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定される児童

**【量の見込み及び確保の内容】**

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み （必要利用定員総数）	37	34	34	32	32
1号認定	27	25	25	23	23
2号認定 （教育ニーズ）	10	9	9	9	9
② 確保の内容	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②－①	▲37	▲34	▲34	▲32	▲32

**【量の確保方策】**

町内には、1号認定及び2号認定（教育）に該当する施設（幼稚園・認定こども園）がないため、他市町村と連携を図りながら、利用希望に沿えるよう取り組みます。

**【参考】 他市の特定教育・保育の利用（幼稚園）**

（単位：人）

認定	市町村	量の見込み＝確保の内容とする				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	岡谷市	21	19	19	18	18
	諏訪市	6	6	6	5	5
2号	岡谷市	8	7	7	7	7
	諏訪市	2	2	2	2	2

※岡谷市2園：ヤコブ幼稚園、岡谷聖母幼稚園  
 諏訪市1園：諏訪聖母幼稚園

**（2）保育事業《2号認定（保育）》****【対象】**

- ・保育の必要性がある3～5歳児の児童

**【量の見込み及び確保の内容】**

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	307	289	289	264	267
② 確保の内容	380	380	380	380	380
特定教育・保育施設	380	380	380	380	380
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	73	91	91	116	113

**【量の確保方策】**

令和元年度現在、町内3箇所の保育所で受け入れを行っています。量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数307人に対し、受け入れ可能人数(=確保の内容)は上回っています。

### （3）保育事業《3号認定（0～2歳児）》

#### 【対象】

- ・保育の必要性がある0～2歳児の児童

#### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み （必要利用定員総数）	113	117	111	108	103
0歳児	11	11	10	10	9
1～2歳児	102	106	101	98	94
② 確保の内容	120	120	120	120	120
特定教育・保育施設	120	120	120	120	120
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②-①	7	3	9	12	17

#### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町内3箇所の保育所で受け入れを行っています。令和元年度現在の受け入れ可能人数（＝確保の内容）は100人ですが、量の見込みのピークである令和3年度の必要利用定員総数117人に対して不足するため、令和2年度以降は受け入れ可能人数を120人に拡充します。

#### ■参考：計画期間中の保育利用率※

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳人口（人）	321	325	311	300	288
保育利用者数（人）	120	120	120	120	120
保育利用率※（％）	37.4	36.9	38.6	40.0	41.7

※保育利用率…3歳未満の子どもの人口に占める、利用定員の割合

### （4）土曜保育《2号・3号認定ともに》

これまで同様に、保育の必要性がある児童を対象に、利用希望者に応じた保育士を配置し、事業を実施します。



### 3 地域子ども・子育て支援事業

国の基本方針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと、それに対応する確保方策を定めます。

#### ① 延長保育事業（長時間保育事業）

##### 【事業内容】

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

##### 【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	85	83	81	76	75
② 確保の内容	90	90	90	90	90
②－①	5	7	9	14	15

##### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町内3箇所の保育所で延長保育事業（長時間保育事業）を実施しています。量の見込みのピークである令和2年度の85人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。



## ② 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

### 【事業内容】

就労等の理由によって保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して過ごす場所を提供し、児童の心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

【南小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	108	104	101	99	91
1年生	26	22	21	25	18
2年生	33	29	24	23	28
3年生	24	26	25	19	18
4年生	12	16	18	17	13
5年生	11	8	11	12	11
6年生	2	3	2	3	3
第1学童クラブ （1～2年生）合計	59	51	45	48	46
第2学童クラブ （3～6年生）合計	49	53	56	51	45
② 確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	12	16	19	21	29

【北小学校区】	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	66	60	57	55	51
1年生	20	17	16	19	14
2年生	20	19	16	15	18
3年生	14	12	12	10	9
4年生	8	9	9	8	7
5年生	4	3	4	3	3
6年生	0	0	0	0	0
第1学童クラブ （1～2年生）合計	40	36	32	34	32
第2学童クラブ （3～6年生）合計	26	24	25	21	19
② 確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	54	60	63	65	69

**【量の確保方策】**

令和元年度現在、町内の小学校2校で放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を実施しています。現在、南小学校、北小学校ともに、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。今後、ニーズの高まりがみられた場合には、小学校の余裕教室や特別教室等の一時的な活用等により、適切な提供体制の確保に努めます。

**放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について**

新・放課後子ども総合プランでは、次代を担う子どもたちの健全な育成と、放課後に安心して過ごせる居場所の確保のために、放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な提供体制の整備を進めることとされています。

現在本町では、既に双方の事業を一体型として実施しています。学童クラブを利用している児童は放課後子ども教室に問題なく参加することができ、放課後子ども教室の終了時間以降は、お迎えの時間まで学童クラブにて保育を受けています。また、スタッフ間の児童の引き渡しや所在確認、児童の指導を行った後の情報共有等の連携にも取り組んでいます。

今後も引き続き、両事業の実施において、企画段階から各支援員等が連携するとともに、プログラムの内容等を検討できるよう定期的な打合せの場の設置や、運営委員会において運営状況等について協議・進捗報告等を行っていきます。

**放課後子ども教室事業**…地域住民の参画を得ながら、放課後における安全で健やかな活動拠点づくりを行うことで、地域との交流及び児童の健全育成を推進する事業

### ③ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

#### 【事業内容】

就学前児童を対象に、保護者が疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等で一時的な養育・保護を行う事業

#### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保の内容	7	7	7	7	7
②-①	7	7	7	7	7

#### 【量の確保方策】

今回実施したニーズ調査においては、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）へのニーズは見られませんでした。令和元年度現在、本事業の利用実績はありませんが、家庭事情の多様化・複雑化からニーズの発生が見込まれるため、継続して事業を実施します。

### ④ 地域子育て支援拠点事業（子育てふれあいセンター）

#### 【事業内容】

乳幼児とその保護者が交流するための事業を実施し、育児不安や子育てに関する様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業

#### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人回／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	13,644	13,812	13,224	12,756	12,240
② 確保の内容	13,644	13,812	13,224	12,756	12,240
②-①	0	0	0	0	0

#### 【量の確保方策】

町内の子育てふれあいセンターにて、地域子育て支援拠点事業を実施しています。具体的な事業を開催する際には、希望者（参加者）を集約して実施します。

計画期間内においては、利用者の利便性を考慮し、施設の整備を実施していきます。

## ⑤ 一時預かり事業（預かり保育）

### 【事業内容】

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。在園児対象型の一時的預かりは、幼稚園を利用の保護者のうち、就労等の要件を理由として保育時間の延長を認められた3～5歳児の児童が対象の保育です。それ以外のものについては、理由を問わず一時的に子どもを預けることができるもので、保育所等で実施しています。

### （1）幼稚園で実施する一時預かり（在園児対象型）

#### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2,455	2,309	2,309	2,109	2,136
1号認定	3	3	3	3	3
2号認定	2,452	2,306	2,306	2,106	2,133
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	▲2,455	▲2,309	▲2,309	▲2,109	▲2,136

#### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町内には在園児対象型の一時的預かり事業を提供する特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）はなく、他市町村の施設を利用している状況となっています。利用希望に沿えるよう、他市町村と連携を図りながら、確保をしていきます。

#### 【参考】他市の特定教育・保育の利用（幼稚園）

（単位：人）

認定	市町村	量の見込み＝確保の内容とする				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	岡谷市	2	2	2	2	2
	諏訪市	1	1	1	1	1
2号	岡谷市	1,962	1,816	1,816	1,616	1,643
	諏訪市	490	490	490	490	490

※岡谷市2園：ヤコブ幼稚園、岡谷聖母幼稚園

諏訪市1園：諏訪聖母幼稚園

※在園児を対象としている事業のため、全員の受け入れが可能です。

※量の見込みについては、該当する認定の児童の、年間利用日数をシミュレーションして算出したものです。

## (2) 保育所等で実施する一時預かり

### 【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	449	444	441	420	420
② 確保の内容	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
②－①	631	636	639	660	660

### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町内3箇所の保育所と、ファミリーサポートセンターにて当該事業を実施しています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用人数449人に対し、供給体制で受け入れが可能です。

## ⑥ 病児・病後児保育事業

### 【事業内容】

病気回復期の児童を家庭で保育することができない時に、看護師や保育士がいる専用施設内で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

(単位：件／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	82	79	78	73	72
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	▲82	▲79	▲78	▲73	▲72

### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町内に病児・病後児保育事業を実施できる施設・病院等がないため、本町では、周辺市町村の当該施設を利用した場合に、補助金を支給しています。

本計画期間においても、補助金にて対応する方針ですが、並行して、町内の委託先の確保に向けた検討を進めます。

## ⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

### 【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人をセンターがマッチングし、様々な育児の手助けを行う事業

※利用には会員登録が必要となります。また、利用料金がかかります。

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	9	9	8	8	8
② 確保の内容	9	9	8	8	8
②-①	0	0	0	0	0

### 【量の確保方策】

今後の量の見込みである必要利用人数9人に対し、供給体制（現状のファミリーサポートセンターの「まかせて会員」）で受け入れが可能です。

また、利用希望が見込みを上回っても、マッチングし、利用できるように努めます。

## ⑧ 利用者支援事業

### 【事業内容】

子どもやその保護者が、幼稚園や保育所等の教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ（学童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用希望者からの相談に応じて身近な場所で支援を行う事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

（単位：箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

### 【量の確保方策】

現在、子育て家庭の個別ニーズの把握を含む利用者支援業務として、子育てふれあいセンターで実施しています。今後、専任職員の配置等について、必要に応じて検討します。

### ⑨ 妊婦健康診査事業

#### 【事業内容】

妊婦の保健管理の向上と費用負担の軽減を図るため、母子保健法に基づき、妊婦健康診査の助成を行うとともに、健康状態の把握や保健指導を行う事業

#### 【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	103	100	96	91	87
② 確保の内容	103	100	96	91	87
②-①	0	0	0	0	0

#### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町の健康福祉課にて妊婦健診事業を実施しています。令和2年度以降も、引き続き担当部局にて対応していきます。

### ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業内容】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を民生委員・児童委員が訪問し、乳幼児の健康や子育て等に関する相談・助言・情報提供等を行う事業

#### 【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	107	103	100	96	91
② 確保の内容	107	103	100	96	91
②-①	0	0	0	0	0

#### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町の健康福祉課にて乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。本事業については、確保の内容にある数値に限定せず、対象となる乳児のいるすべての家庭に実施します。令和2年度以降も、引き続き担当部局にて対応していきます。



## ⑪ 養育支援事業

### 【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

### 【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	20	19	19	18	18
② 確保の内容	20	19	19	18	18
②-①	0	0	0	0	0

### 【量の確保方策】

令和元年度現在、町の健康福祉課にて養育支援事業を実施しています。本事業については、確保の内容にある数値に限定せず、対象となる家庭に実施します。令和2年度以降も、引き続き担当部局にて対応していきます。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業内容】

幼稚園・保育所等が上乗せ徴収を行う際に、保護者が支払うべき費用における実費負担の部分に対して、低所得者の負担軽減を図るために公費による助成を行う事業

### 【提供体制】

国が設定する対象範囲と上限額を踏まえて助成について検討を進めるとともに、支援の対象となる家庭の把握を図ります。

### ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 【事業内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等への民間事業者の参入の促進に関する取り組みや、教育・保育施設の設置や運営において多様な事業者の能力を活用するための事業

#### 【提供体制】

本町の教育・保育施設の再編整備の進捗及び「下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の内容等と整合を取りながら、検討を進めます。

### ⑭ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業

#### 【事業内容】

要保護児童対策地域協議会（しもすわ子ども人権ネットワーク会議）の機能強化に向けて、調整機関の職員やネットワークの構成員（関係機関）の専門性を高めたり、連携の強化を図ったりする事業

#### 【提供体制】

子どもを虐待等の基本的な人権の侵害から守るため、要保護児童対策地域協議会（しもすわ子ども人権ネットワーク会議）を構成する各主体の専門性の向上及び連携の強化を図ります。

地域のすべての児童たちに対し、継続的な支援ができるよう、児童及び家庭に関する相談機能を集約、組織化した「下諏訪町子ども家庭総合支援拠点（仮称）」の設置を推進します。また、要保護児童に対する支援についても、関係者間で一貫した支援体制が提供できるよう努めます。

## 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保に関する事項

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国が定める「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

幼児期の教育・保育の中心となる保育所については、より質の高い教育・保育を提供できるよう、従事する人材の確保に努めるとともに、研修等を通じた育成及び資質の向上を図ります。

また、乳児期から小学校までの一貫した教育・保育の連携を推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において総合的かつ一体的な運営を促進します。同時に、幼児期の教育・保育が小学校入学後の学びの基礎となることから、教育・保育施設との小学校との連携を促進し、小学校への円滑な接続を図ります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。認定こども園への移行については、保育所の設置者が判断することになります。利用者のニーズや施設・設備等の状況を考慮しながら、適宜検討を行います。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の教育、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業（在園児型）について発生した施設利用料が、給付の対象となりました。

本町では代理受領にて施設に給付する形で対応していきます。円滑な実施のために、制度の周知や、今後制度変更が発生した場合、保護者の利便性を考慮し、対象となる家庭への周知を迅速に行うよう努めます。

また、対象の施設及び今後参入する事業者に対し、本制度による給付がスムーズに行われるよう、定期的な意見交換を行うとともに町の考え方への理解が得られるよう努めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進においては、子育て支援に関わる各主体によるきめ細かな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を町全体へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その後の施策や取り組みの改善に反映させていきます。

### 1 計画の推進体制

#### (1) 推進体制の確立

子育て施策を推進するにあたって、行政だけでなく様々な分野が相互に協力することが求められます。家庭をはじめ、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により本計画に取り組んでいきます。

#### (2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や町のホームページ等を活用して公開し、町民への広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット上での公開、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

#### (3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応等において、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備の必要が生じた場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

### 2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した施策・事業が円滑に実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況においてニーズが満たされているか把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況を把握し、下諏訪町子ども・子育て会議において評価を行い、その結果については、クローズアップしもしすわや広報、町のホームページ等を通じて公表していきます。

## 資料編

## ①下諏訪町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日  
町条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、下諏訪町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(任務)

第3条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第4条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 町内の関係団体の代表者
- (5) 公募による町民

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係する者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育こども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第7条の規定にかかわらず、町長が招集する。  
(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年下諏訪町条例第3号）の一部を次のように改正する。〔略〕

## ②下諏訪町子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名	所属	備考
1	一村 幸正	民生児童福祉委員協議会※ <sup>1</sup>	会長※ <sup>1</sup>
2	大和 昭雄	民生児童福祉委員協議会※ <sup>2</sup>	会長※ <sup>2</sup>
3	久保田 良子	児童の居場所づくり推進委員会	副会長
4	吉澤 秀樹	保育園保護者会連合会	
5	岩井 藍子	だっこの会	
6	武井 英昭	南小学校PTA	
7	刈部 智紀	北小学校PTA	
8	本山 公之	青少年健全育成協議会	
9	山田 明香	主任児童委員※ <sup>1</sup>	
10	濱 美紀子	主任児童委員※ <sup>2</sup>	
11	増澤 洋子	学童クラブ	
12	茅野 朋子	子育てふれあいセンター	
事務局	本山 祥弘	教育こども課 課長	
	檜尾 光洋	教育こども課 子育て支援係 係長	
	小池 卓哉	教育こども課 子育て支援係	
	新村 大祐	教育こども課 子育て支援係	

※1…任期は令和元年11月30日まで。

※2…任期は令和元年12月1日から。

## ③計画の策定経過

年月日	内容
平成30年11月16日	平成30年度 第1回下諏訪町子ども・子育て会議
平成30年12月7日～12月21日	「下諏訪町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施
令和元年11月18日	令和元年度 第1回下諏訪町子ども・子育て会議
令和2年1月30日	令和元年度 第2回下諏訪町子ども・子育て会議
令和2年2月7日～3月3日	パブリックコメントの実施
令和2年3月17日	令和元年度 第3回下諏訪町子ども・子育て会議



**第2期**  
**下諏訪町子ども・子育て支援事業計画**

編集・発行：下諏訪町 教育委員会 教育こども課

住所：〒393-8501

長野県諏訪郡下諏訪町 4611 番地 40 文化センター内

電話：0266 - 27 - 1111（内線 714）

URL：<http://www.town.shimosuwa.lg.jp/>

E-MAIL：[kosien@town.shimosuwa.lg.jp](mailto:kosien@town.shimosuwa.lg.jp)